

令和2年度 第1回瀬戸市環境審議会 次第

日時：令和2年7月16日（木）

午前9時30分～11時30分

会場：資源リサイクルセンター

2階 会議室

1 開会

(1) あいさつ

(2) 瀬戸市環境審議会新委員紹介

2 報告

令和元年度策定作業報告について……………資料 1-1、資料 1-2

3 議事

(1) 第3次瀬戸市環境基本計画の策定概要について……………資料 2

(2) その他

4 その他

今後のスケジュールについて……………資料 3

5 閉会

配布資料

次第、名簿

資料 1-1 策定作業報告書

資料 1-2 市民・事業者アンケート結果概要

資料 2 第3次瀬戸市環境基本計画の策定概要

資料 3 策定スケジュール（案）

令和2年度 第1回瀬戸市環境審議会議事録

開催日時：令和2年7月16日（木）午前9時40分から午前11時40分

開催場所：資源リサイクルセンター 2階 会議室

出席者：10名

事務局：藤井市民生活部長、山内環境課長、長江課長補佐、井ノ口専門員、上四元環境保全係長、水野主事、河合主事

議事結果

1 議事

(1) 第3次瀬戸市環境基本計画について（諮問）

第3次瀬戸市環境基本計画の策定における基本的な考え方と盛り込むべき項目について、伊藤市長より前年度環境審議会会長の千頭前会長に諮問を行った。

(2) 会長及び副会長の選任について

委員の互選により、会長は千頭委員、副会長は石川委員が選任された。

(3) 令和元年度策定作業報告について

事務局から、資料1-1「策定作業報告書」に基づき、環境を取り巻く状況、瀬戸市の環境の現状、現計画の現状整理、について説明した。また、資料1-2「市民・事業者アンケート結果概要」に基づき、昨年度実施した市民及び事業者アンケートの結果概要について説明した。

【意見等】

会長：資料1-1の資料のタイトルが「第3次瀬戸市環境基本計画策定業務委託・策定作業報告書」となっているが、審議会資料のタイトルとしてはふさわしくないので、表紙は差し替えてほしい。

(会議後に「(案)第3次瀬戸市環境基本計画策定について」というタイトル表紙に差し替えた)

会長：アンケートの回収率について、事業者の回収率(27.0%)はこれくらいかなと思ったが、市民の回収率(41.7%)はもう少し頑張れたかなと感じた。

委員：資料1-1の内容は計画書にも盛り込まれるものであると思うが、これがこのまま計画書になるイメージか。

事務局：このまま計画書にすることはなく、再編する予定である。

委員：関連計画などをまとめているが、緑の基本計画が抜けているので付け足した方が良いと思われる。

委員：資料1-1の31ページにあるように、市民の中で自然に親しんでいるという

意識が低い、瀬戸市には岩屋堂や海上の森を代表するように豊かな自然もあり、そういう場所に市民が行って自然に親しむということを、これからの計画に強く出していったほうが良いと思う。

委員：アンケートの自由意見をみると、街中の環境に関する不満足も多い。街の景観だとか雑草対策とか、街中の環境も意識した計画になると良いと思う。

会長：現計画の指標の中で達成できたものとできなかったものを整理し、できなかったものについては、何故できなかったのかを分析することによって、次の計画ではどんなことに注目しないといけないかが分かる。

委員：環境指標の推移をまとめてもらっているが、平成31年（令和元年）の数値がないが理由はあるか。

事務局：平成31年（令和元年）のデータについては、現在整理している段階であり、まとめ次第報告する。

委員：資料1-1の36ページで、自然観光資源を訪れた人数の目標が79万人に対して、平成28年あたりから激減しているがどのような背景か。

事務局：閉鎖された施設の影響もあるが、カウント方法が変更になり、以前より現実的な数値になったことが大きい。

委員：同じく資料1-1の36ページで、道の駅「瀬戸しなの来場者数」の目標が17万人に対して、中間評価の時点で大幅に上回っているが、どのような背景か。

事務局：10年前の目標であり、結果として想定よりかなり高い数値だった。

会長：最新のデータがあるものは更新したものを早めにご提示いただきたいが、これまでの推移から大きく変わることはないと思うので、大まかな傾向を理解いただいたうえで議論いただければと思う。

（4）第3次瀬戸市環境基本計画の策定概要について

事務局から、資料「第3次瀬戸市環境基本計画の策定概要」に基づき、第3次計画の基本となる背景や位置づけ、計画理念、視点等について説明した。

【意見等】

委員：自然の中には作られた自然もあると思う。瀬戸川には遊歩道が整備され、途中歩けない所もあるが、そういうところにいろいろな自然が残っている。市民が日常的にふれられる自然は瀬戸川だと思うので、そういう身近な啓発も必要と考えられる。

委員：瀬戸のまちを美しいまちにしたいと思うが、道路をみると草が生えていてきれいになっていない。自然は周囲に豊富だが、子供が身近に集まれる公園はない。このあたりも考えていただきたい。

委員：自然というのは様々なものがある。作られた自然、手つかずの自然。こうした自然への理解を深める取り組みや教育、リーダーの養成なども考えていき

たい。

委員：資料 1-1 の骨子案にある囲みは、あくまで現時点でのイメージという理解でよろしいか。「環境創造都市」という言葉もそのまま使うかを考える必要がある。アンケート結果では環境基本計画の認知が低く、もっとわかりやすいのに置き換えるのもありかと考えている。また、SDGs も重要であるが、今回の計画でどのように整理するか考えていかないといけない。環境に対する事業者の意識は高まってきているが、環境へのコストがかかっても構わないと考える事業者は少なくなっている。どのように事業者に伝えていくかを分かりやすい文言に置き換えることも必要であると思う。

委員：計画理念の表現について悩まれているように感じたが、そもそも何を表現すべきか、何を目指すべきかということは共有されているのか。目指す方向が共有できているとした場合、資料 1-1 に書かれている「自然と歴史が織りなす」という表現より、資料 2 の「豊かな自然と安全で快適な暮らしを次代につなぐ」という表現のほうが、「環境創造都市」が安全で快適な暮らしをもたらすという、具体的な内容が書かれていてわかりやすいと思う。

委員：もう少し具体的なものが出てこない意見はしにくいですが、今後は高齢化社会を見据え、車を持たなくても公共交通で暮らせるまちが大事になってくると思う。

委員：ごみ減量の面からいうと、人口は減っているがごみ量は変わっていない、つまり相対的に出す量は増えているということである。このあたりを具体的にインパクトあるよう発信してほしい。

委員：来年度から SDG s に関する授業を行う予定であり、小中学校でも SDG s の実践に取り組みは始めている。また、赤津、猿投山、東大演習林なども瀬戸市民に PR できるとよい。

委員：猿投山は花の百名山になっており、貴重種の生息も確認されている。人も多く訪れる場所でもあるため、PR することはよいことだと思う。

委員：資料 2 の上位関連計画には、昨年度策定された「緑の基本計画」を追加してほしい。また、総合戦略などが最初に来ているが、掲載の順番として関連性の高いものからにしたほうがよいのではないか。今回の計画に密接に関係あるものと、間接的なものをしっかり位置づけを整理したほうがよい。

委員：計画理念について、これ自体はよいと思うが、どこで切れるのか、どこにかかっているのか文言としてわかりにくい。

委員：「安全」と言ったときに、一般の人からみると、環境基本計画になぜ「安全」が必要なのかと思うかもしれないし、「観光」についても違和感がある。環境分野と関係の薄い分野については、例えば、観光なら観光振興計画など各分野の計画で対応すればよいと思われる。

委員：環境と経済の融合においては、例えば、フィンランドで行われているフードロスの取り組みなど、事業者と生活者が一体となった取り組み事例があるので参考になる。

委員：以前、私が行った中高生アンケートだと、瀬戸の自然はよいが、行く機会が少ないとの傾向があった。このあたりへの施策も必要と考えられる。

会長：地球温暖化防止への適応策については、施策が多岐にわたるが可能な範囲でふれていきたい。国では地球温暖化対策の区域施策編の策定を進めているが、瀬戸市ではどう取り組めるかを考える必要がある。

会長：フードロスの関連では、常滑市にあるコストコの取り組みなども参考になる。賞味期限が切れる直前のものを、社会福祉協議会が受け入れ配布している。

会長：SDGsについては、本来はSDGsに従って、都市の将来像を議論することが大事だと思うが、他都市の事例をみると、細かいラベリングが先行しており、実際はラベルをつければよいということではない。

2 その他

(1) 今後のスケジュールについて

事務局から、資料「策定スケジュール（案）」に基づき、今後のスケジュールについて説明した。

【意見等】

事務局：時間がなくて恐縮だが、よろしくお願ひしたい。9月、11月のスケジュール調整を早めにさせていただきたい。

会長：審議会の役割として、諮問書だと基本的考え方と盛り込むべき項目を検討するとなっている。計画書の一字一句を審議会です承るものではなく、何が大事かのストーリーなど大きな視点で検討していきたい。また、討議ポイントがわかる資料があるとありがたい。

委員：論点が多岐にわたり、このスケジュールだと難しい。事務局で、こういう議論をしてほしいというものを絞って明確にお願いしたい。

会長：本日欠席の人には資料を渡して、何かしら意見等をいただけるとよい。表紙は差し替えをしてほしい。

以上

第 3 次瀬戸市環境基本計画策定業務委託

策定作業報告書

目次

1. 環境を取り巻く状況の整理	1
1.1. 全国的な環境情勢	1
(1) 国の基本的な動向	1
(2) 地球温暖化対策関連	2
(3) 生物多様性関連	3
(4) 循環型社会（エネルギー、資源循環）関連	3
(5) 環境教育の充実と環境情報の整備	4
(6) E S G投資	4
1.2. 国、県、市の主な環境関連計画等	5
(1) 第五次環境基本計画（平成30（2018）年4月・閣議決定）	5
(2) 気候変動適応計画（平成30（2018）年11月・閣議決定）	6
(3) プラスチック資源循環戦略（令和元（2019）年5月策定）	7
(4) 第5次愛知県環境基本計画（令和2（2020）年度策定（予定））	9
(5) あいち生物多様性戦略2020（平成25（2013）年3月）	10
(6) 第6次瀬戸市総合計画（平成29（2017）年3月）	11
(7) 瀬戸市都市計画マスタープラン（平成29（2017）年7月）	15
(8) 第3次エコオフィスプランせと（瀬戸市地球温暖化防止実行）（平成30（2018）年6月）	16
(9) 瀬戸市景観計画（平成22（2010）年10月）	16
(10) 瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例（平成24（2012）年6月制定）	18
(11) 瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備世知事業との調和に関する条例 （平成31（2019）年3月制定）	18
2. 瀬戸市の環境の現状	19
2.1. 自然環境	19
(1) 地勢	19
(2) 土地利用	19
2.2. 生活環境	21
(1) 環境基準の達成状況	21
2.3. 都市・快適環境	24
(1) 基盤整備状況	24
(2) 歴史・文化	26
2.4. 地球環境	27
(1) 資源循環・廃棄物処理の状況	27
(2) エネルギー関連	28
3. 前計画のフォローアップ	29
3.1. 前計画についての評価の総括	29
3.2. 環境指標の推移	30
(1) 基本方針1：「瀬戸の豊かな自然を守るため、自然環境の保護と保全を進める」	30
(2) 基本方針2：「自然と親しむ」	31
(3) 基本方針3：「安全・安心に暮らす」	32
(4) 基本方針4：「心豊かに暮らす」	33
(5) 基本方針5：「地球にやさしく暮らす・営む」	34
(6) 基本方針6：「人と地球を育む」	34
3.3. 環境目標の推移	35

(1) 豊かな自然を守るプロジェクト	35
(2) 豊かな自然の魅力を活かすプロジェクト	36
(3) 安全・安心な「水」と魅力ある「食」をつくるプロジェクト	36
(4) 生活と産業の脱温暖化を目指すプロジェクト	37
(5) ごみのない循環型のまちを目指すプロジェクト.....	37
(6) 環境を知り、まち全体が連携して取り組むプロジェクト.....	38
4. 計画改定に向けたポイント	39

1. 環境を取り巻く状況の整理

1.1. 全国的な環境情勢

(1) 国の基本的な動向

近年の地球温暖化の進行に伴い、豪雨や猛暑などの環境リスクが高まっている中で、平成 30 (2018) 年 4 月に「第五次環境基本計画」が閣議決定され、目指すべき社会の姿として、「地域循環共生圏」の創造、「世界の範となる日本」の確立を通じて、持続可能な循環型社会（「環境・生命文明社会」）の実現を目指すとしています。

この計画は、平成 27 (2015) 年 9 月に国連総会で採択された「SDGs (持続可能な開発目標)」や、同年 12 月に第 21 回気候変動枠組条約締約国会議 (COP21) で採択された「パリ協定」などの国際的な動向も踏まえた計画となっています。

近年における新たな環境対策としては、気候変動の影響に対処するための「緩和策 (温室効果ガスの排出抑制)」に加え、すでに現れている影響や中長期的に避けられない影響による被害を回避・軽減する「適応策」も不可欠であるとし、様々な取り組みが始められているほか、世界的な問題であるプラスチックごみの海洋汚染に対する対策などが進められています。

SDGs (持続可能な開発目標) とは

平成 13 (2001) 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28 (2016) 年から 2030 年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓い、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものとされています。

日本でも、少子高齢化やグローバル化の中で実現できる「豊かで活力ある未来像」を、世界に先駆けて示していくために、日本ならではの「SDGs モデル」を構築し、モデルの具体化に向けて、積極的に取組を行っています。



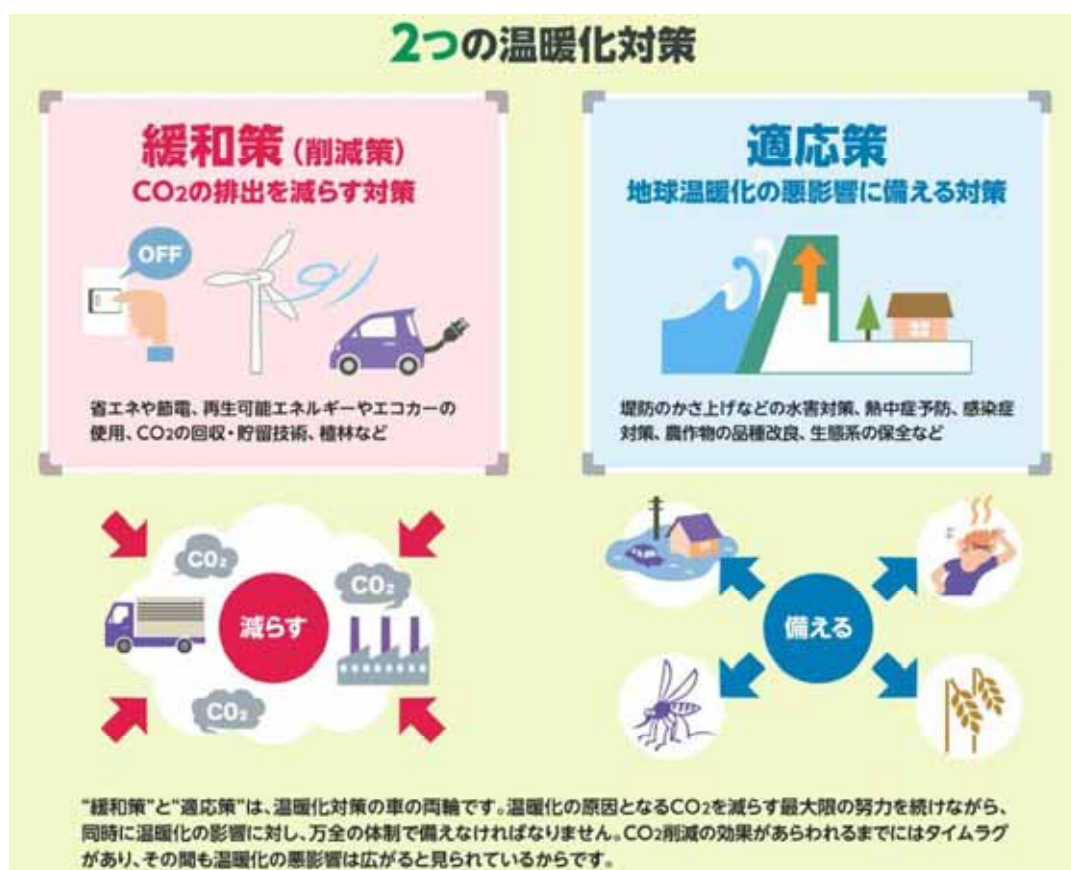
(2) 地球温暖化対策関連

平成 27 (2015) 年に開催された気候変動枠組み条約第 21 回締約国会議 (COP21) では、途上国を含め、批准する全ての国に削減目標を定めることが義務付けられた「パリ協定」が採択されました。

この「パリ協定」では、世界共通の長期目標として、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」ことが定められ、我が国においても、この「パリ協定」の採択を受けて策定された「地球温暖化対策計画 (H28. 5. 13 閣議決定)」の中で、中期目標として 2030 年度に 2013 年度比マイナス 26.0%を設定するとともに、長期目標として 2050 年度までに 80.0%の排出削減を目指すことが位置づけられました。

しかし、先の令和元 (2019) 年 12 月にスペインのマドリードで開催された気候変動枠組み条約第 25 回締約国会議 (COP25) で、令和 2 (2020) 年から始まる具体的な取り組みの詳細ルールが合意せず、日本も会期中に石炭火力発電所の新規計画を指摘されるなど、課題を残す結果となりました。

一方で、夏の猛暑や多発する豪雨災害など、気候変動による影響が全国各地で現れており、この気候変動に対処することが喫緊の課題となっています。対処の方法として、温室効果ガスの排出削減等の「緩和策」に加え、気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応策」に取り組むことも重要となっています。



出典：「NHK エコチャンネルHP」

(3) 生物多様性関連

近年、開発・乱獲や地球温暖化、人の生活様式の変化、外来種問題等により、生物多様性が急速に失われつつあります。このような中、平成 26 (2014) 年 10 月に韓国のピョンチャンで開催された生物多様性条約第 12 回締約国会議(COP12)では、平成 22(2010)年の COP10 (名古屋市で開催) で設定された「愛知目標」の中間評価を行うなど、生物多様性を守るための取り組みが断続的に進められてきました。

そして、本年、令和 2 (2020) 年に「愛知目標」の目標年を迎えるにあたり、愛知県と国連生物多様性の 10 年日本委員会 (UNDB-J)、環境省、名古屋市の共催で、COP10 以降に県内の多様な主体が「愛知目標」の達成に向けて取り組んできた成果を広く発信する「あいち・なごや生物多様性 EXPO」といったイベントを開催するなど、地域全体の気運をさらに盛り上げ、今後の取り組みの促進を図っています。



(4) 循環型社会（エネルギー、資源循環）関連

今後のエネルギーの活用については、再生可能エネルギーの利用や各家庭における節電、蓄電池の活用などを組み合わせるとともに、エネルギー消費部門も含めて全てを IT 技術などでコントロールすることによって効率化を図るなど、都市のインフラや生活全般にわたってエネルギーへ配慮した環境配慮型都市の形成が求められています。

また、福島第一原子力発電所事故の影響から、再生可能エネルギーなど地域での生産や供給を考える必要性も生じており、こうした状況から、エネルギーの効率的利用、エネルギー源の分散化による災害時のリスクの軽減、再生可能エネルギーの利用促進による CO₂ 排出量の削減など様々なメリットのあるスマートコミュニティ形成の動きも見られるようになってきました。

資源循環に関しては、近年、「3R」の定着で、国民の資源循環に関する意識は高まっていると考えられますが、世界的にはプラスチックごみによる海洋汚染といった新たな課題も出てきています。プラスチックごみの問題については、プラスチックの代替製品の開発といった事業者の開発努力に加え、「3R」の徹底や「エシカル（法律などの縛りがなくても、みんなが正しい、公平だ、と思っていること）」なライフスタイルへの転換といったように、個人の意識の向上も必要であると考えられています。

(5) 環境教育の充実と環境情報の整備

平成 24 (2012) 年 10 月の「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」の改正・施行により、学校教育における環境教育の充実、地方自治体による推進枠組みの具体化、自然体験等の機会提供の仕組み導入などが位置づけられるなど、環境教育の重要性はこれまでも認識され、学校教育においても総合学習の時間などを利用して取り組まれてきました。

その中で、世界的に広がりを見せる「E S D (持続可能な開発のための教育)」の考え方は我が国にも定着しつつあり、「E S D 推進の手引き」(平成 30 (2018) 年 5 月一部改訂)に基づき、学校現場を中心に様々な取り組みが行われています。

また、環境省では、環境に関するデータの利活用を推進するために、基礎的データ(白書、GISデータなど)を収集・整理した「環境統計集」を公式ウェブサイトで公開しており、これらデータを活用して、新たな環境保全施策の立案や環境活動の実践につながることを期待されています。

E S D で育みたい力

- 持続可能な開発に関する価値観(人間の尊重、多様性の尊重、非排他性、機会均等、環境の尊重等)
- 体系的な思考力(問題や現象の背景の理解、多面的かつ総合的なものの見方)
- 代替案の思考力(批判力)
- データや情報の分析能力
- コミュニケーション能力
- リーダーシップの向上



資料：文部科学省ホームページ

(6) E S G 投資

ESG 投資とは、従来の財務情報だけでなく、環境 (Environment) ・社会 (Social) ・ガバナンス (Governance) 要素も考慮した投資のことです。特に、年金基金など大きな資産を超長期で運用する投資家などで、企業経営のサステナビリティを評価するという視点から普及し、気候変動などを念頭においた長期的なリスクマネジメントや、企業の新たな収益創出の機会を評価するベンチマークとして、国連持続可能な開発目標 (SDGs) と合わせて注目されています。

1.2. 国、県、市の主な環境関連計画等

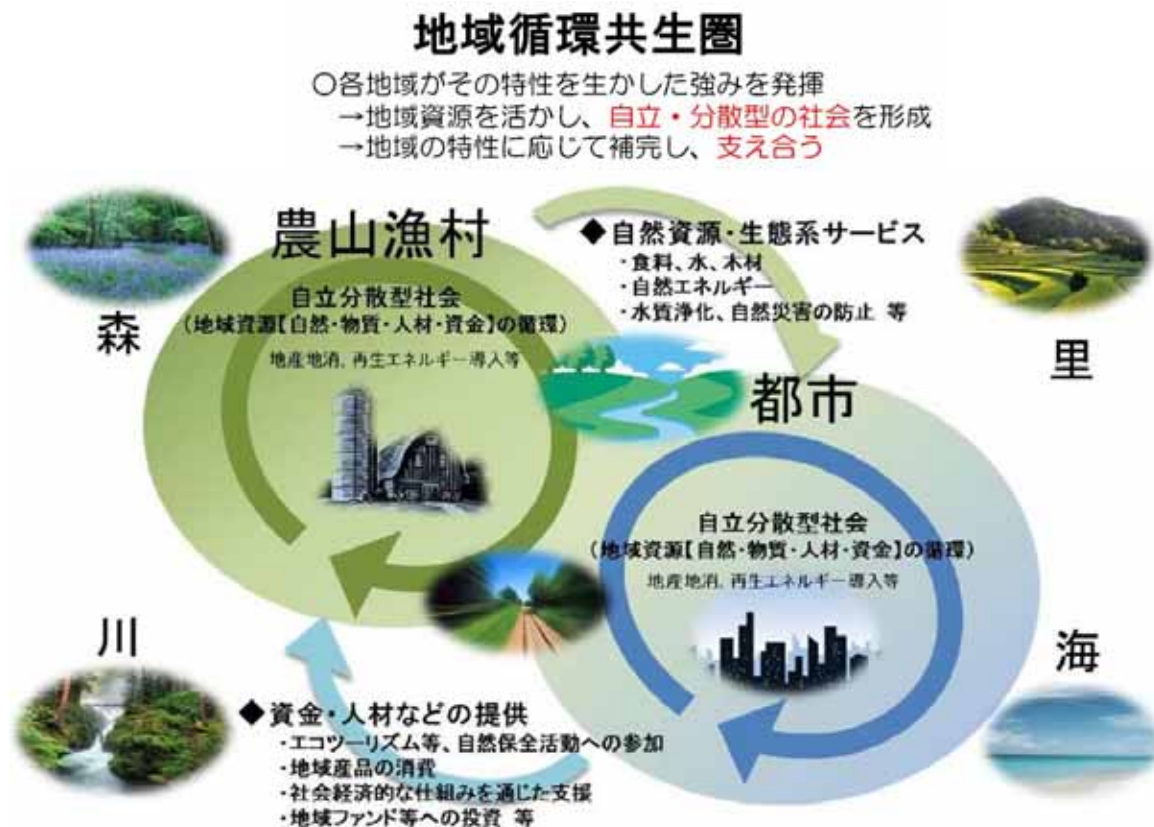
(1) 第五次環境基本計画（平成30（2018）年4月・閣議決定）

国の環境施策の大綱を定める環境基本計画は、環境基本法に基づいて定められ、政府が一体となって進める施策とともに、地方公共団体、国民など多様な主体に期待する役割を示しています。

平成30（2018）年4月に「第五次環境基本計画」が閣議決定され、目指すべき社会の姿として、「地域循環共生圏」の創造、「世界の範となる日本」の確立を通じて、持続可能な循環型社会（「環境・生命文明社会」）の実現を目指しています。

この計画は、SDGs（持続可能な開発目標）及びパリ協定採択後に策定された新しい環境基本計画で、SDGsの考え方も活用しながら、分野横断的な重点戦略として、以下の6つの項目を設定しています。

- ①持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
- ②国土のストックとしての価値の向上
- ③地域資源を活用した持続可能な地域づくり
- ④健康で心豊かな暮らしの実現
- ⑤持続可能性を支える技術の開発・普及
- ⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築



出典：「第五次環境基本計画の概要（環境省）」

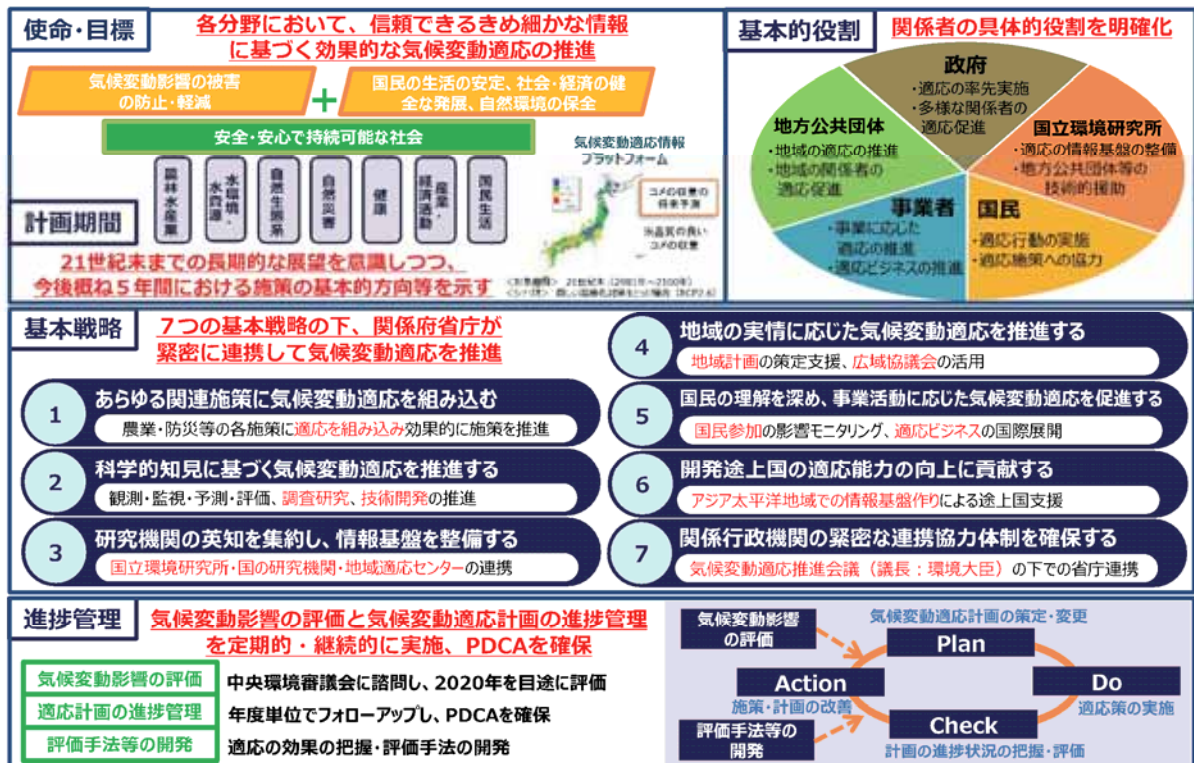
(2) 気候変動適応計画（平成 30（2018）年 11 月・閣議決定）

平成 30（2018）年 12 月に施行された「気候変動適応法」第 7 条第 1 項に基づき策定された計画で、同法の「気候変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する」という目的を踏まえ、気候変動影響による被害の回避・軽減を図りながら、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指す計画です。

この計画では、気候変動適応の推進を図るために、国や地方公共団体、事業者、国民などがそれぞれ果たす役割を明記するとともに、計画の目標を達成するために以下に掲げる 7 つの基本戦略を定めています。

- ①あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込む
- ②科学的知見に基づく気候変動適応を推進する
- ③我が国の研究機関の英知を集約し、情報基盤を整備する
- ④地域の実情に応じた気候変動適応を推進する
- ⑤国民の理解を深め、事業活動に応じた気候変動適応を促進する
- ⑥開発途上国の適応能力の向上に貢献する
- ⑦関係行政機関の緊密な連携体制を確保する

■気候変動適応計画の概要



出典：「環境白書（令和元年版）」

(3) プラスチック資源循環戦略（令和元（2019）年5月策定）

平成30（2018）年6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、「3R+Renewable（再生可能資源への代替）」を基本原則とし、プラスチックの資源循環を総合的に推進するために策定されました。

この戦略の中で述べられている「3R+Renewable（再生可能資源への代替）」を基本原則とした対応の方向性は以下のとおりとなっています。

- ①ワンウェイの容器包装・製品をはじめ、回避可能なプラスチックの使用を合理化し、無駄に使われる資源を徹底的に減らす。
- ②より持続可能性が高まることを前提に、プラスチック製容器包装・製品の原料を再生材や再生可能資源（紙・バイオプラスチック等）に適切に切り替える。
- ③できる限り長時間、プラスチック製品を使用する。
- ④使用後は効果的、効率的なリサイクルシステムを通じて、持続可能な形で、徹底的に分別回収し、循環利用を図る。

重点戦略	基本原則：「3R+Renewable」	【マイルストーン】
リデュース等	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ワンウェイプラスチックの使用削減(レジ袋有料義務化等の「価値づけ」) ➢ 石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進 	<p style="text-align: center; margin: 0;">【マイルストーン】</p> <p><リデュース></p> <p>① 2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制</p> <p><リユース・リサイクル></p> <p>② 2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに</p> <p>③ 2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル</p> <p>④ 2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用</p> <p><再生利用・バイオマスプラスチック></p> <p>⑤ 2030年までに再生利用を倍増</p> <p>⑥ 2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入</p>
リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ➢ プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル ➢ 漁具等の陸域回収徹底 ➢ 連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化 ➢ アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築 ➢ イノベーション促進型の公正・最適なリサイクルシステム 	
再生材 バイオプラ	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 利用ポテンシャル向上（技術革新・インフラ整備支援） ➢ 需要喚起策（政府率先調達（グリーン購入）、利用インセンティブ措置等） ➢ 循環利用のための化学物質含有情報の取扱い ➢ 可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用 ➢ バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入 	
海洋プラスチック対策	<p>プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロミッション）を目指した</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理 ➢ 海洋漂着物等の回収処理 ➢ 海洋ごみ実態把握(モニタリング手法の高度化) ➢ マイクロプラスチック流出抑制対策(2020年までにスクラブ製品のマイクロビーズ削減徹底等) ➢ 代替イノベーションの推進 	
国際展開	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 途上国における実効性のある対策支援（我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開） ➢ 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築（海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等） 	
基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 社会システム確立（ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築） ➢ 技術開発（再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション） ➢ 調査研究（マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策） ➢ 連携協働（各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開） ➢ 資源循環関連産業の振興 ➢ 情報基盤（ESG投資、エシカル消費） ➢ 海外展開基盤 	

出典：「プラスチック資源循環の概要（環境省）」

【参考事例】陶器製ストロー開発による廃プラスチック対策（岐阜県土岐市）

岐阜県土岐市では、廃プラスチック対策推進の一環として、陶磁器試験場（セラテクノ土岐）にて「美濃焼ストロー」を開発した。

美濃焼ストローは、美濃焼伝統工芸品である「織部」「黄瀬戸」の陶器製と、銅板転写を外側に施した磁器製の2種類がある。

これらは、市内の飲食店5店舗で、試作品ストローとして試すことができる。



出典：土岐市 HP

<https://www.city.toki.lg.jp/docs/13700.html>

【参考事例】廃プラスチックの分布把握事業（一般社団法人ピリカ）

一般社団法人ピリカ（株式会社ピリカ）では、廃プラスチックの実態把握と問題解決に向けて、プラスチック流出量調査手法を開発している。

河川、港湾及び下水処理施設等で利用可能なマイクロプラスチック浮遊量調査機（アルバトロス）により調査し、重量、サイズ、精文等の分析結果の情報提供を行っている。

また、SNS「ピリカ」（右図イメージ）での発信により、地域美化活動やボランティア清掃人口の拡大に寄与している。



出典：一般社団法人ピリカ（株式会社ピリカ）HP

<https://corp.pirika.org/>

(4) 第5次愛知県環境基本計画（令和2（2020）年度策定（予定））

愛知県では、平成26（2014）年に「第4次愛知県環境基本計画」を策定し、令和2（2020）年に計画目標年を迎えることから、現在、新計画である「第5次愛知県環境基本計画」の策定に向け、準備を行っています。

県が公表している資料において、第5次計画の方向性（案）は以下のとおり示されています。

第4次愛知県環境基本計画（2014.5策定）

◎愛知県環境基本条例に基づき策定

（環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのもの）

【計画期間】2030年までの長期を展望し、環境保全の目標を提示、2020年までに
取り組む施策の方向を提示

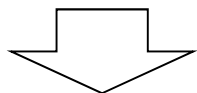
【目標】県民みんなで未来へつなぐ「環境首都あいち」

<目標実現に向けた「3つのあいち」づくり>

①環境と経済の調和のとれたあいち、②安全で快適に暮らせるあいち、③県民みんなが行動するあいち

<取組分野>

「安全・安心の確保」、「社会の低炭素化」、「自然との共生」、「資源循環」に向けた4つの分野ごとに、具体的な取組を推進するとともに、総合的な施策推進のため、持続可能な未来のあいちの担い手育成「人づくり」に重点的に取り組む。



第5次愛知県環境基本計画（2020年度策定予定）

<計画の方向性（案）>

○「気候変動への影響への適応」と「海洋プラスチックごみ問題」

○SDGsの考え方を導入し、持続可能な社会の実現を目指す

○2040年までの方向性を示すとともに、2030年までの間に取り組む施策を提示

出典：愛知県HP

(5) あいち生物多様性戦略 2020（平成 25（2013）年 3 月）

愛知県では、平成 22（2010）年に名古屋市で開催された「生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）」で設定された「愛知目標」の達成に向け、「人と自然が共生するあいち」の実現を目指す新たな行動計画として、「あいち生物多様性戦略 2020」が策定されました。

この戦略では、産業活動が盛んな愛知県の特色を踏まえ、「環境と経済の調和」を図りながら生物多様性の保全・再生の仕組みである「あいち方式」を中核的取組として掲げられています。

＜基本目標＞

「人と自然が共生するあいち」の実現

＜人と自然の共生に向けた展開＞

- ①自然を持続可能なかたちで将来世代に伝える「生態系ネットワーク」の形成
- ②「生態系ネットワーク」の形成を通じた生物多様性の主流化の実現
- ③法や条例に基づく区域への指定による、重要な場所の保全
- ④地域共有の財産（コモンズ）を創るコラボレーション（協働）
- ⑤目標を共有するためのグランドデザイン
- ⑥「あいちミティゲーション」の導入
- ⑦多様な主体の参加と事業者の取組を誘導
- ⑧効果的な取組を促すチェックリスト

あいち方式の考え方

すべての土地に
生物多様性への
配慮を



出典：「あいち生物多様性戦略 2020」H25. 3、愛知県

(6) 第6次瀬戸市総合計画（平成29（2017）年3月）

<計画の位置づけ>

市政における最上位の方針である「基本構想」と、それを実現するための総合的な施策体系を示す「基本計画」、中期的な視点からの施策の実施計画である「中期事業計画」からなる最上位の計画であり、行政が携わるすべての分野における主要な施策の長期的な方針を示すものです。

<計画の期間>

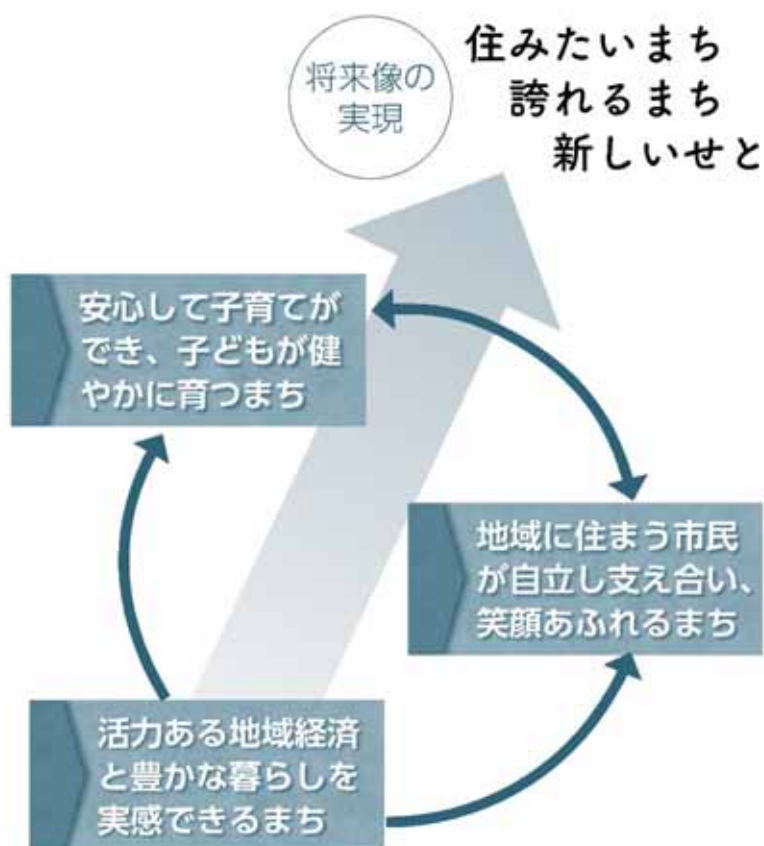
平成29（2017）年度～令和8（2026）年度

<将来像>

住みたいまち 誇れるまち 新しいせと

<施策の大綱（3つの都市像）>

将来像の実現に向けて、未来のまちの姿としての3つの都市像を掲げています。都市像は、瀬戸市の現状と課題を踏まえて達成を目指す目標であり、「住みたいまち 誇れるまち 新しいせと」を実現するための具体的な都市の姿となります。第6次瀬戸市総合計画では、この3つの都市像を達成するための施策を展開し、その連鎖によって将来像の実現を目指しますとしています。



施策体系は下記のとおりとなっています。

〈将来像〉
住みたいまち
誇れるまち
新しいせと

＜都市像①＞
活力ある地域経済と豊かな暮らしを実感できるまち

- (1)地域産業の振興と人材の活躍促進
- a 企業誘致、先端産業誘致・育成
 - b 産官学金連携によるビジネスモデル構築支援
 - c 雇用対策と人材の確保・流失防止
 - d 地域産業の振興
 - e 農業振興と農業の6次産業化
 - f 地域の産業を支える人材育成
 - g 新産業の創出

- (2)年齢や性別にかかわらず、働くことや起業・創業に挑戦できるまちづくり
- a コミュニティビジネスの創出支援
 - b 就職支援
 - c 起業・創業支援
 - d ツクリテ支援、若手作家、職人の活動支援
 - e 起業家に対する定住支援
 - f 障害者や生活困窮者などへの就労支援

＜都市像②＞
安心して子育てができ、子どもが健やかに育つまち

- (1)ライフステージに応じた切れ目のない子ども・子育ての支援
- a 子育て総合支援センターの創設
 - b 妊娠・出産への支援
 - c 子どもの健康の保持・増進
 - d 子育てサービスの整備・充実
 - e 食育の推進
 - f 保育園・幼稚園・小中学校の連携強化
 - g 障害児への支援
 - h 障害児の保護者・介助者への支援
 - i 子どもの健康増進と心・身体の育成
 - j 外国籍児童等への学習支援
 - k 子どもの貧困に対する支援

- (2)瀬戸で学び、瀬戸で育ててよかったと思える教育の実現
- a 特色あるキャリア教育等の推進
 - b 将来を見据えた教育の実施
 - c 確かな学力の定着と向上
 - d 豊かな心の育成
 - e 新鮮な農産物の提供による安全・安心な学校給食等
 - f 信頼される学校づくりの推進
 - g 教育サポートセンターの充実
 - h 学校地域コーディネーターの配置
 - i 規則正しい生活習慣の定着と健康の増進
 - j 体力の向上とスポーツの振興
 - k 特別支援教育の展開
 - l 外国籍児童等への学習支援

＜都市像③＞
地域に住まう市民が自立し支え合い、笑顔あふれるまち

- (1)誰もがいきいきと、健康に暮らすことができるまちづくり
- a 市民の主体的な健康づくりの推進
 - b 多面的な生活習慣病対策
 - c 市民の健（検）診受診率向上
 - d 各種保険制度の適切な運用
 - e 介護予防事業の推進

- (2)高齢者が生きがいを持って活躍し、支えあいにより、安心して暮らせるまちづくり
- a 地域包括ケアシステムの構築
 - b 家族介護者の負担軽減を図る取り組み
 - c 円滑なボランティア活動のための仕組みづくり
 - d 高齢者が活躍できる環境づくり・居場所づくり
 - e 認知症高齢者と家族の支援
 - f 独居高齢者の日常生活の支援

＜行政＞

- 第6次瀬戸市総合計画の推進に係る組織統制と基盤強化
- a 計画的・効率的な財政運営
 - b 公共施設・資産等の総合管理
 - c 職員の人材育成等
 - d 行政事務の品質向上
 - e 税収・財源の確保
 - f 情報の管理と戸籍制度等の適切な運用
 - g 効果的な広報・広聴
 - h 他自治体との広域連携

(3)地域経済の活性化につながる地域資源を活かしたシティプロモーションの展開

- a 観光産業の振興
- b 瀬戸らしい”暮らし”の創出
- c 市内外への「せとまちブランディング」の展開
- d 戦略的な広報の推進
- e 陶磁器産業のブランド化
- f 姉妹都市などの都市間交流の促進

(4)誰もがいきいきと、安心して働くことができるまちづくり

- a 子育てサービスの整備・充実
- b 保育園・幼稚園・小中学校の連携強化
- c ワーク・ライフ・バランスの推進、女性活躍・男女共同参画推進
- d 高齢者人材の活躍支援
- e 各種セーフティネット整備・充実
- f 働く世代に対する健康増進

(5)市民生活の利便性を高め、企業活動の活性化につながる都市基盤の整備

- a 広域ネットワークを形成する幹線道路の整備
- b 道路・河川施設等の適切な維持管理
- c 地域資源を活かした都市景観の形成
- d 地域経済を支える有効な土地利用
- e 拠点を交通ネットワークでつないだコンパクトなまちづくり
- f 名古屋市へのアクセスの向上
- g 公共交通ネットワークの再構築
- h ICT推進のための基盤整備

(3)多世代が子育てに関わることのできるまちづくり

- a 地域住民と学校との連携
- b 育児サロンや保育園などを活用した子育て支援
- c 高齢者による子育てサポーターの養成と活動の場の創出
- d 多子世帯・障害児・外国籍市民への支援
- e 家庭教育の充実
- f 地域とともにある学校づくり
- g 子どもの健やかな心と身体の育成
- h 婚活支援

(4)子育て世代に向けた魅力あふれる子育て情報の発信と定住の促進

- a 子育て・教育に関するシティプロモーションの展開
- b 市民自らが情報を発信できる体制づくり
- c 移住・定住支援・総合相談
- d 3世代同居・近居の促進
- e 中心地区への住み替え支援

(5)都市基盤整備による居住環境の魅力向上と未来に向けた良好な環境の継承

- a 公園や歩道など子育てのための都市基盤の整備・維持管理
- b 面的整備事業による新たなまちづくり
- c コンパクトシティの推進
- d 鉄道駅のバリアフリー化
- e ユニバーサルデザインの推進
- f 水や緑との触れあいの場の創出
- g 自然環境の保護・保全
- h 安全で安心な水の供給
- i 日常生活を支える排水路施設の整備・維持管理
- j 汚水処理人口普及率の向上
- k 空き家活用・解体等の支援

(3)誰もが自立し、地域で支え合いながら生きがいをもって安心して暮らせるまちづくり

- a 地域生活支援事業の効果的な実施
- b 福祉総合相談窓口の充実
- c 個人が気軽に社会参加できる仕組みづくり
- d 地域力向上に向けた活動の推進・支援
- e 地域活動を通じた健康と福祉施策推進の取り組み
- f 地域力・市民力を活かした障害者を支える仕組みづくり
- g 生活困窮者の自立に向けた支援
- h 市民活動の推進と拡充への支援

(4)地域の生活環境の向上と安全・安心な地域づくり

- a 温暖化防止・省エネ等への取り組み
- b 地域清掃・環境美化
- c ごみ減量の促進・一般廃棄物の収集運搬
- d 屎尿処理施設の適正な管理運営
- e 公衆衛生に関わる公共施設の適正な管理・運営
- f 消費生活センターの運営
- g 火災予防体制の充実
- h 消防・救急体制の充実
- i 地域防災力の向上
- j 防犯・交通安全の推進
- k 企業の地域活動参画などのCSR支援・促進

(5)誰もが生涯にわたって学び、郷土に対する誇りと愛着を深める豊かな地域づくり

- a 生涯学習の推進
- b 図書館サービスの充実
- c 生涯スポーツの振興
- d 文化財等の伝統文化の継承と陶芸文化の新しい活用
- e 郷土の祭や伝統・文化の継承
- f 文化芸術活動の支援や奨励
- g 多文化共生社会の推進
- h 姉妹都市などの都市間交流の促進

※赤囲みは主に環境分野に関わる箇所

また、3つの都市像毎に指標が設定されている。

【都市像①：活力ある地域経済と豊かな暮らしを実現できるまち】

No.	指標名	使用するデータ	単位	瀬戸市数値(年度)	基準値(比較対象)	
①	製造業の元気さ	製造品出荷額等	百万円	450,253 (H26)	622,432 (県平均 ^{*1})	
②	小売業の元気さ	1人あたり小売業年間商品販売額	円/人	686,862 (H26)	829,152 (県平均 ^{*1})	
③	働く人の付加価値を生む力	就業者1人あたり市内総生産	千円/人	8,394 (H25)	9,744 (県平均)	
④	企業の稼ぐ力	1人あたり法人市民税額	円/人	9,495 (H25)	17,414 (県平均)	
⑤	雇用の多さ	市内事業所の従業者数	人	50,564 (H26)	44,021 (県平均 ^{*1})	
⑥	働く機会の多さ	有効求人倍率(瀬戸・尾張旭管内)	倍	0.90 (H27)	1.20 (県平均 ^{*2})	
⑦	所得の多さ	1人あたり家計所得	千円/人	3,362 (H25)	3,609 (県平均 ^{*1})	
⑧	土地の価値	住宅地の平均価格	円/㎡	55,000 (H28)	83,984 (県平均 ^{*1})	
⑨	鉄道の利用	年間の駅利用者数	人	7,477,020 (H26)	7,477,020 (市H26)	
⑩	まちの賑わい	休日の昼間人口と人口との比	倍	1.52 (H27)	1.86 (県平均 ^{*1})	
⑪	アンケート指標	企業の活力実感度	様々な企業の活動が盛んであると思いますか。	%	16.2 (H28)	50.0 (目標値)
⑫		雇用の充実実感度	働く場が多くあると思いますか。	%	16.1 (H28)	50.0 (目標値)
⑬		所得の向上実感度	働く場があり、経済的に自立して暮らすことができていると思いますか。	%	58.0 (H28)	80.0 (目標値)
⑭		公共交通の満足度	公共交通は、日常生活を送るうえで満足できる交通手段だと思いますか。	%	32.4 (H28)	60.0 (目標値)
⑮		自然・歴史文化の満足度	自然や伝統・文化など「瀬戸らしいと感じるもの」を他の人におすすめすることができますか。	%	53.0 (H28)	80.0 (目標値)

【都市像②：安心して子育てができ、子どもが健やかに育つまち】

No.	指標名	使用するデータ	単位	瀬戸市数値(年度)	基準値(比較対象)	
①	産まれる子どもの多さ	合計特殊出生率	—	1.23 (H26)	1.46 (県平均)	
②	女性の働きやすさ	25～39歳の女性人口に占める有業者の割合	%	63.6 (H22)	63.1 (県平均※)	
③	子育て世代の結婚しやすさ	25～39歳の人口における有配偶率	%	52.7 (H22)	54.6 (県平均)	
④	所得の多さ	1人あたり家計所得	千円/人	3,362 (H25)	3,609 (県平均※)	
⑤	若い世代の住みやすさ	25～39歳の社会増減	人	△2 (H27)	+12 (県平均※)	
⑥	治安の良さ	☆人口千人あたり犯罪認知件数	件/千人	☆ 7.16 (H27)	10.24 (県平均)	
⑦	交通安全	☆人口千人あたり交通事故発生件数	件/千人	☆ 4.36 (H27)	5.93 (県平均)	
⑧	学校生活の充実	☆長期欠席児童・生徒数の割合	%	☆ 2.28 (H25)	1.71 (県平均)	
⑨	多世代による子育て	全世帯数における3世代世帯の割合	%	6.55 (H22)	7.38 (県平均)	
⑩	アンケート指標	子育て支援の満足度	地域で支えあって、安心して子どもを生み育てることができる環境にあると思いますか。	%	35.1 (H28)	70.0 (目標値)
⑪		家族の暮らしやすさ実感度	住宅環境や地域のつながりが良く、家族と共に暮らしやすい環境にあると思いますか。	%	46.4 (H28)	80.0 (目標値)
⑫		若い世代の居住満足度	瀬戸市が住みやすいと回答した20～39歳までの市民の割合	%	72.9 (H28)	85.0 (目標値)
⑬		教育への満足度	授業の内容がよくわかると回答した中学生(3年生)の割合	%	70.5 (H27)	80.0 (目標値)
⑭		地域の子育て・教育環境満足度	豊かな人間性や学ぶ力を育てよう、地域全体で子どもの教育に関わっていると思いますか。	%	28.4 (H28)	60.0 (目標値)

【都市像③：地域に住まう市民が自立し支え合い、笑顔あふれるまち】

No.	指標名	使用するデータ	単位	瀬戸市数値(年度)	基準値(比較対象)	
①	健康と長寿(男性)	健康寿命(男性)	歳	65.8 (H26)	65.7 (県平均)	
②	健康と長寿(女性)	健康寿命(女性)	歳	67.2 (H26)	67.2 (県平均)	
③	市民の医療費	☆1人あたり医療費	円/人	☆ 319,727 (H27)	296,675 (県平均)	
④	治安の良さ	☆人口千人あたり犯罪認知件数	件/千人	☆ 7.16 (H27)	10.24 (県平均)	
⑤	交通安全	☆人口千人あたり交通事故発生件数	件/千人	☆ 4.36 (H27)	5.93 (県平均)	
⑥	火災の少なさ	☆人口一万人あたり火災発生件数	件/万人	☆ 2.37 (H27)	2.70 (県平均)	
⑦	高齢者の活躍	65歳以上の就業率	%	21.70 (H22)	23.30 (県平均)	
⑧	障害者福祉の充実	1人あたり障害福祉サービス等・障害児通所支援等事業所数	箇所/万人	9.8 (H26)	6.3 (県平均※1)	
⑨	地域のつながり	自治会の加入率	%	77.9 (H26)	78.4 (県平均※2)	
⑩	アンケート指標	心と健康の充実度	健康で生きがいのある暮らしをするための環境が整っていると思いますか。	%	27.4 (H28)	60.0 (目標値)
⑪		都市の安全実感度	土砂災害、風水害などの不安がない住環境が整っていると思いますか。	%	34.9 (H28)	60.0 (目標値)
⑫		地域の支え合い実感度	病気や子育てなどで困った時にも、家族や地域の支えあいにより、暮らしていくことができていると思いますか。	%	42.7 (H28)	70.0 (目標値)
⑬		自立した暮らし実感度	働く場があり、経済的に自立して暮らすことができていると思いますか。	%	58.0 (H28)	80.0 (目標値)
⑭		交流と社会参画の満足度	開かれた市政が推進されていると思いますか。	%	27.0 (H28)	60.0 (目標値)

(7) 瀬戸市都市計画マスタープラン（平成 29（2017）年 7 月）

< 計画の役割 >

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づき「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるもので、市町村が定める都市計画は、この方針に即して定めることとなり、本市における土地利用及び都市施設などの個別の都市計画の決定・変更に際し、その方向性を示す役割を担っています。

< 計画の期間 >

平成 29（2017）年度～令和 8（2026）年度

< 基本理念 >

第 6 次瀬戸市総合計画の将来像である「住みたいまち 誇れるまち 新しいせと」を都市計画マスタープランにおいても、基本理念として定め、その実現に向けた都市づくりを進めていくとしています。

< 将来都市構造 >

将来都市構造としては、一定区域内の人口密度を維持するとともに、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、あるいは、高齢者をはじめとする住民が公共交通により医療・福祉施設や商業施設等にアクセスできるなど、日常生活に必要なサービスが住まい等の身近に存在する「多極ネットワーク型コンパクト構造」の実現を目指し、以下の 5 つの視点から、市内の 5 つの地域をまちづくりの“まとまり”として、都市構造の再構築を行っていくとしています。

■将来都市構造図

< 多極ネットワーク型コンパクト構造の視点 >

- ①長年育んできた文化、歴史、自然等の継承
- ②地域コミュニティの維持・向上
- ③ストック効果の最大限の発揮
- ④災害リスクの低減
- ⑤持続可能な都市経営

凡 例	
	主要施設
	市街化区域
	鉄道
	東海環状自動車道
	国県道



(8) 第3次エコオフィスプランせと（瀬戸市地球温暖化防止実行）（平成30（2018）年6月）

<計画の概要>

平成20（2008）年度に「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）」第20条の3に規定する「地方公共団体実行計画」となる計画で、平成25（2013）年度に策定された「エコオフィスプランせと」の第3次計画にあたるもので、本市の行う事務及び事業における環境配慮行動の推進を図り、事務及び事業から排出される温室効果ガスの量の抑制及び削減を目的として策定された計画です。

<計画の期間>

平成30（2018）年度～令和4（2022）年度

<計画の基準年>

前計画の最終年度である平成29（2017）年度

<計画の基準年>

前計画の最終年度である平成29（2017）年度

<温室効果ガスの削減目標>

平成29（2017）年度を基準として、令和4（2022）年度における温室効果ガスの総排出量を7.4%以上削減することを目標としています。

項目	排出量基準値 平成29（2017）年度	排出量目標値 令和4（2022）年度
二酸化炭素排出量	11,823,539kg-CO ₂	10,948,559kg-CO ₂

(9) 瀬戸市景観計画（平成22（2010）年10月）

<計画の位置づけ>

平成19（2007）年11月に景観行政団体となった本市において、景観法に基づき策定する「良好な景観の形成に関する計画」です。

<計画の理念と目標景観像>

豊かな自然と歴史あるやきもの文化を活かした「瀬戸らしい」景観は、これまでの人々の生活や経済活動との調和によって形成されてきたものであり、今後もこの「瀬戸らしい」景観に愛着と親しみと誇りを持ち、将来にわたって潤いある豊かな生活環境を「守り、創り、育てる」ために、目標景観像を「豊かな自然とやきもの魅力を活かしたまち」と定め、長期的かつ総合的な景観形成に向けた取り組みを進めていくとしています。

<景観形成の基本目標>

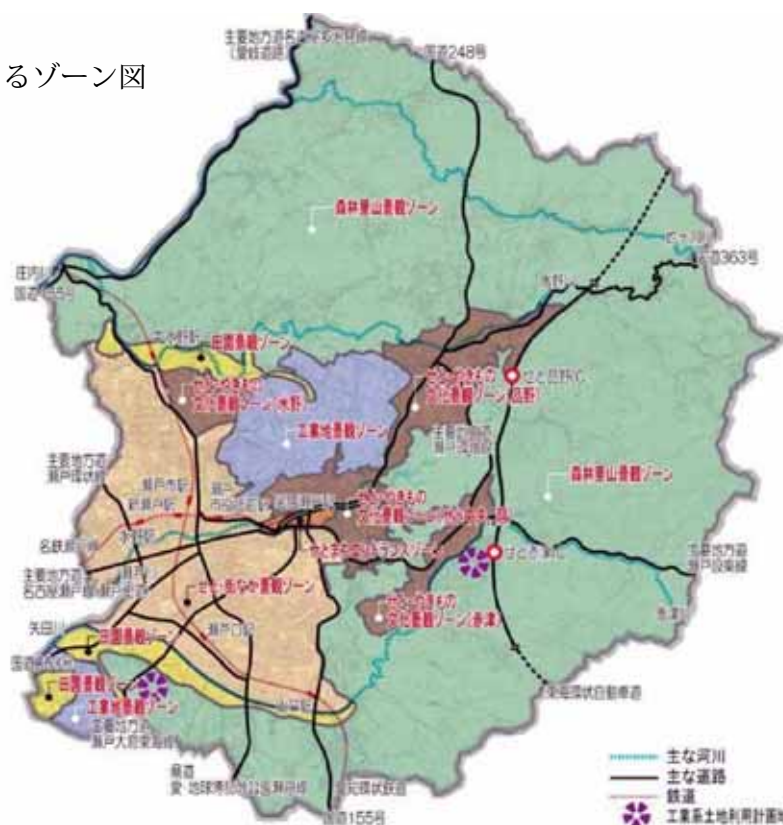
- ①河川を軸とした 潤いのある景観づくり
- ②やきもの伝統とシンボルを活かした にぎわいのある景観づくり
- ③森林や里山、田園などと調和した 緑豊かで美しい景観づくり

<景観形成の方針>

基本目標に示す3つの景観づくりを進めるために、地形や土地利用の状況、歴史や文化などの景観特性を考慮し、市域に以下の6つのゾーンを設定し、ゾーンごとに景観形成の方針を示しています。

ゾーン名	ゾーンごとの景観形成方針
せとまち エントランス ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○瀬戸川を軸とした潤いのある市街地景観を形成する ○「やきもののまち“せと”」の玄関口として賑わいと活気のある市街地景観を形成する ○周辺の山並みが見渡せるよう開放感と奥行きのある眺望景観に配慮する
せと・街なか 景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○河川を軸とした潤いのある市街地景観を形成する ○市街地と斜面緑地が一体となった連続性のある眺望景観を保全する ○緑地の保全や民有地の緑化などにより緑の多い市街地景観を創出する ○「やきもののまち“せと”」の特性を活かした沿道景観を形成する ○賑わいのある駅前景観を形成する
せと・やきもの 文化景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○「やきもののまち“せと”」の歴史を物語る景観資源を保全・活用する ○周辺の景観と調和した市街地景観を維持・創出する
田園景観ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○河川沿いに広がる美しい田園景観を保全する ○落ち着いた美しい田園集落景観を形成する
森林里山景観 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○美しい里山や森林、自然豊かな河川景観を保全する ○地域の歴史的資源を活用し、自然景観と調和した趣のある景観を形成する ○周囲の自然景観と調和した緑を復元する ○緑の輪郭線としての山並み景観を保全する ○工業系土地利用においては、敷地内緑化や自然景観との調和を図る
工業地景観 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の景観と調和した工業地景観を創出する ○敷地内緑化などにより緑豊かな潤いのある工業地景観を形成する ○採掘により失われた緑は、土地利用に応じて緑化を促進する

■景観計画区域を構成するゾーン図



(10) 瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例（平成 24（2012）年 6 月制定）

この条例は、「第 2 次瀬戸市環境基本計画」（以下、「前計画」という。）のリーディングプロジェクトである「豊かな自然を守るプロジェクト」に位置付けられた新しい条例で、自然環境の保護及び保全に関し必要な事項を定めることにより、やきもののまちとしての本市の歴史及び文化を生み育んできた優れた自然環境を守り、もって市民と自然環境が共存する社会の実現を図ることを目的としています。

市内の自然環境調査を行い、調査結果から優れた自然環境を含むエリアを特定地区として指定することで、自然環境や生態系を適切に守るための要件を定義しており、これに基づき、令和元（2019）年 10 月に下半田川町蛇ヶ洞川エリアにおいて、はじめての特定地区が指定されました。

<特定区域として指定できる区域>

- ①優れた天然林又は樹齢が特に高く、かつ、学術的価値を有する人工林が相当部分を占める森林及びこれと一体となって自然環境を形成している土地の区域
- ②区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態である河川、池沼又は湿地及びこれらのいずれかと一体となって自然環境を形成している土地の区域
- ③都市の区域と原生的自然との中間に位置し、良好な自然環境が形成されている里地又は里山及びこれらのいずれかと一体となって自然環境を形成している土地の区域
- ④植物の自生地又は野生動物の生息地、渡来地若しくは繁殖地及びこれらのいずれかと一体となって自然環境を形成している土地の区域

(11) 瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備世知事業との調和に関する条例

（平成 31（2019）年 3 月制定）

太陽光発電設備の設置に関し必要な事項を定めることにより、太陽光発電設備と自然環境等との調和を図り、もって良好な自然環境等の保全と公共の福祉に寄与することを目的に制定されました。

事業の用に供する土地の区域の面積の合計が 1,000 m²以上のもの、又は太陽光発電設備の発電出力の合計が 50 キロワット以上の太陽光発電設備の新設又は増設を行う事業者は、事前に関係地域の住民に対して説明会を開催する必要があると認め、発電出力が 1,000 キロワット以上の場合、自治会等の地元組織と協定を締結するなど手続きが必要となりました。

また、市長が自然環境等の保全のために必要があると認めるときは、設置事業を抑制する区域を指定することができるとし、事業区域の周辺地域の自然環境及び生活環境との調和の観点から、設置する際の審査基準も設けています。

<審査基準>

- ①自然環境に関する事項
法面の緑化、緑地の保全、希少野生動物の保全
- ②生活環境に関する事項
騒音・振動、遮蔽措置、反射光、色彩、材料
- ③地盤に関する事項
地盤の勾配、法面の構造
- ④排水能力に関する事項
排水施設の能力、排水施設の構造、調整池の設置、水等資源の保全 など

2. 瀬戸市の環境の現状

2.1. 自然環境

(1) 地勢

本市は尾張地域の北東端に位置し、地形的には北東部の三国山や猿投山などの木曾山脈に連なる山地、尾張丘陵の一角をなす標高 100～200mの丘陵地があります。そして、これらの山地・丘陵地に源流を持つ水野川や瀬戸川、矢田川が平地を形成しています。

地質としては、丘陵地帯には瀬戸層群と呼ばれる新第三紀鮮新世の地層があり、やきものの原料となる良質の陶土やガラスの原料となる珪砂が多く含まれています。

(2) 土地利用

本市は、市域（11,140ha）の約 6 割を森林が占めており、緩やかな減少傾向にありましたが、ここ数年は、ほぼ横ばいとなっており、森林面積の 4 割近くは公有地及び国有地が占めています。

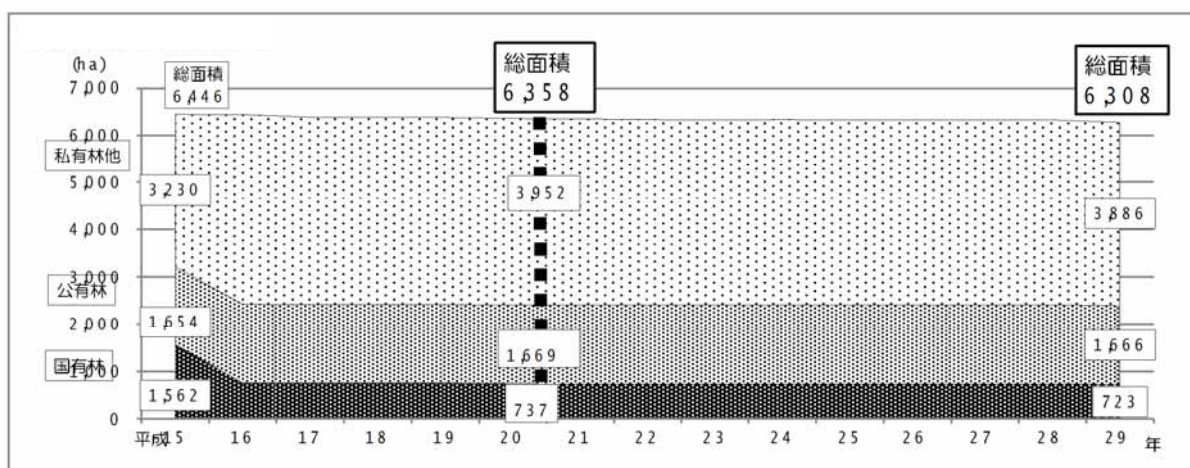
■地目別面積

	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他	総計
面積 (ha)	304	260	1,766	2	3,289	57	927	4,535	11,140
割合 (%)	2.7%	2.3%	15.9%	0.0%	29.5%	0.5%	8.3%	40.8%	100.0%

出典：「瀬戸市統計書（令和元年版）」（納税課）

※上表は納税に基づく数値であるため、「その他」にも森林（山林、原野等）が含まれると考えられる。

■所有形態別森林面積



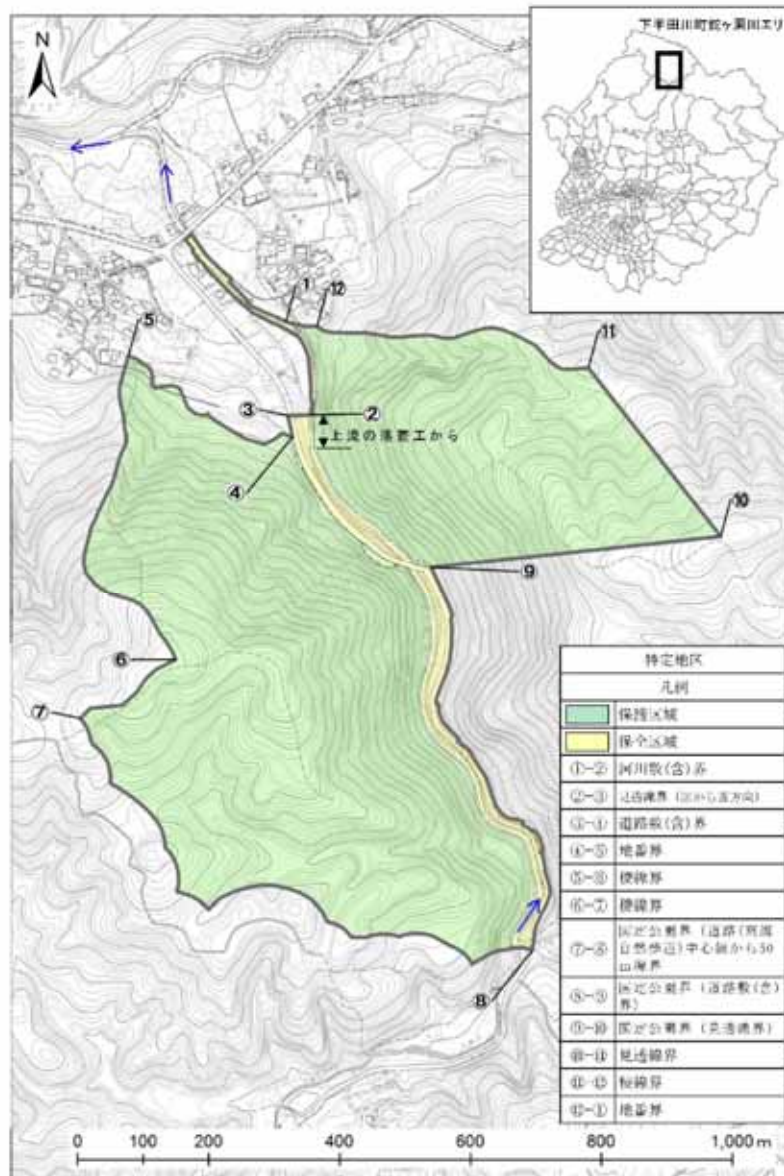
出典：「第2次瀬戸市環境基本計画年次報告書（令和元年度）」

なお、森林の保護、保全については、前計画におけるリーディングプロジェクトの「豊かな自然を守るプロジェクト」として、本市を構成する豊かな自然環境を守るために、自然環境や生態系の保護と保全の仕組みづくりを順次進めてきましたが、その一環として、令和元（2019）年10月1日から、「瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例（平成24年6月29日・条例第21号）」に基づき「瀬戸市特定地区下半田川町蛇ヶ洞川エリア」を特定地区に指定し、「瀬戸市特定地区下半田川町蛇ヶ洞川エリア自然環境の保護及び保全計画書」を策定しました。

＜指定理由＞

国の特別天然記念物に指定されているオオサンショウウオの生息が確認されている蛇ヶ洞川流域を中心として、天然林、人工林が相当部分を占める森林であり、多種多様の動植物の生息・生育地となっています。そのため自然環境を保護し、又は保全することが特に必要と認められるため指定しました。

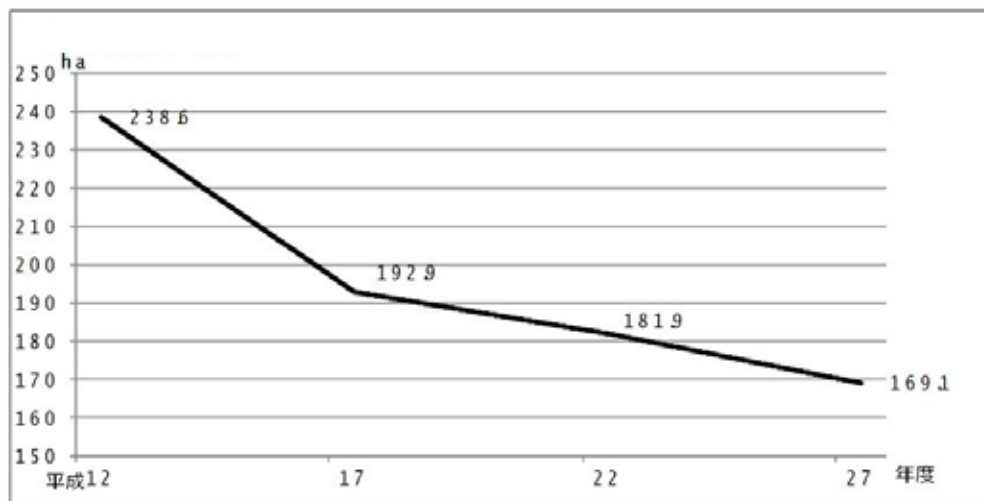
■指定エリア図



出典：「瀬戸市特定地区下半田川町蛇ヶ洞川エリア地図」

また、食糧を生産する場であるとともに、動植物の生息・生育の場や雨水の貯留機能などを持つ農地の面積は、市域の約 5.0%にとどまっており、農業の担い手不足などの影響から経営耕地面積は、減少傾向となっています。

■経営耕地面積の推移



出典：「第2次瀬戸市環境基本計画年次報告書（令和元年度）」

2.2. 生活環境

(1) 環境基準の達成状況

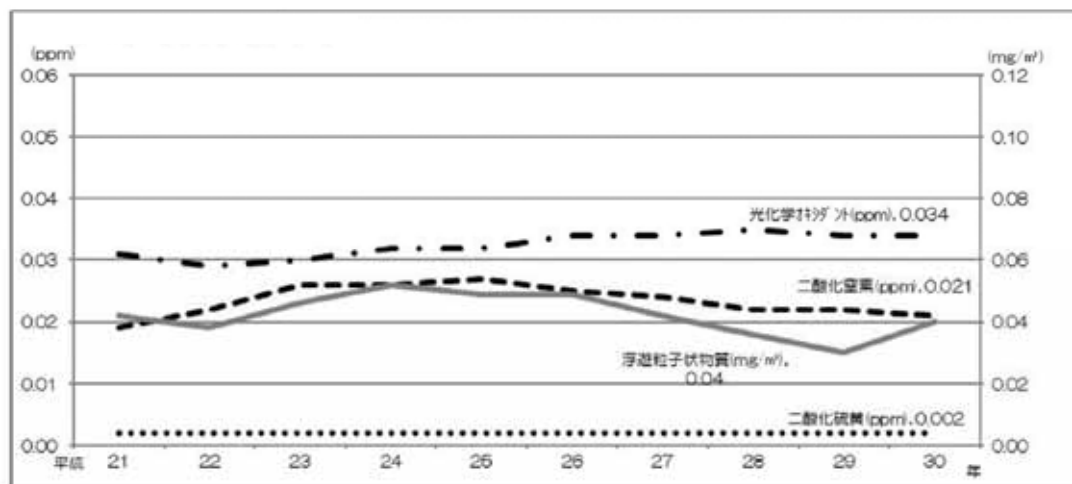
①大気環境

浮遊粒子状物質が昨年度より微増した一方で、二酸化窒素は減少しました。二酸化硫黄及び光化学オキシダントは横ばいとなっています。

市が保有していた古瀬戸町の大気汚染測定所は平成 22 年度末に廃止され、現在は県が陶原町の大気汚染測定所で常時監視を行っています。

また、環境基準の達成項目は 4 つのうち 3 つとなっており、現状維持に留まりました。

■主な大気汚染物質の測定結果



出典：「第2次瀬戸市環境基本計画年次報告書（令和元年度）」

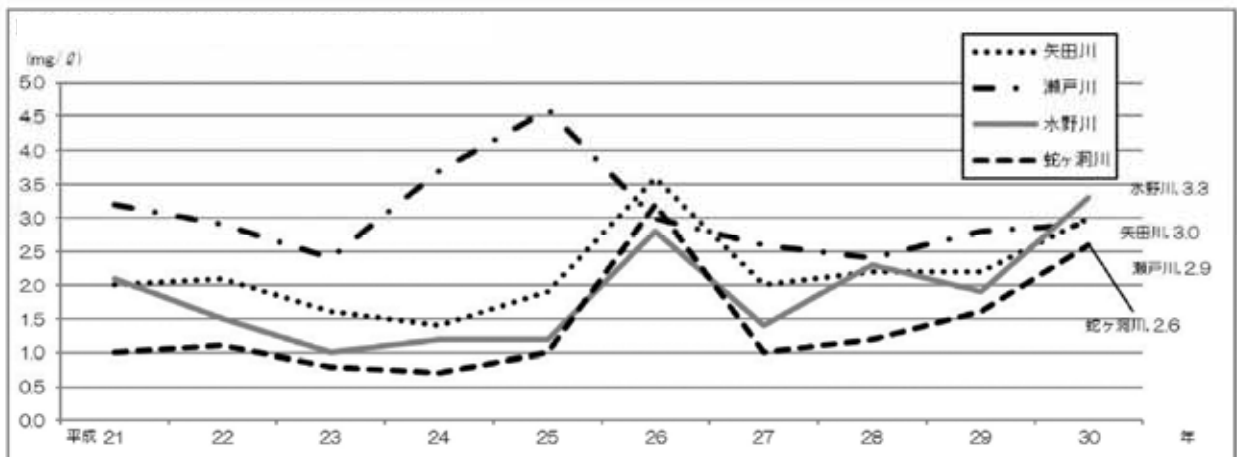
②河川の水質

市では、公共用水域の水質を定期的に調査しています。平成 30 年度は 4 河川において生物化学的酸素要求量（BOD）が増加しました。

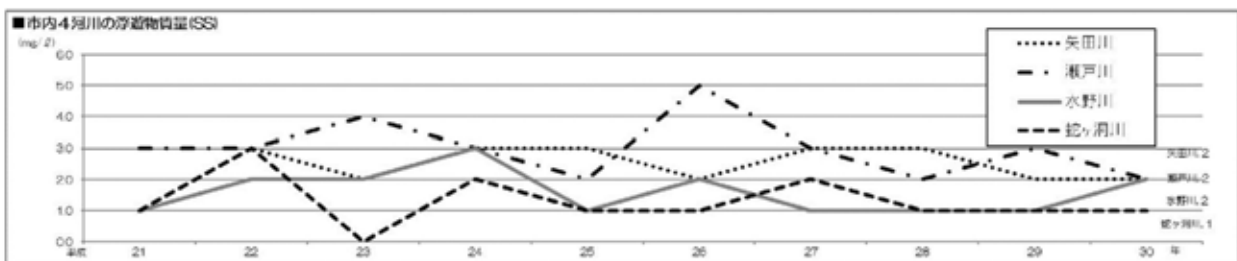
環境基本計画では河川ごとに環境基準に沿った目標を定めています。瀬戸川、矢田川、水野川は平成 16 年度以降毎年基準を達成できていますが、基準の厳しい蛇ヶ洞川は生物化学的酸素要求量（BOD）と大腸菌群数のみ基準を達成できていません。

水野川以外の 3 河川に関しては、昨年度と比べ流量が減少しており、BOD の対象となる物質の濃度が増加したことで BOD 値が上昇した可能性があります。月別の BOD 値を見ると、4 河川すべてにおいて 12 月の値が昨年度より高く、測定の前後の雨量が少なかったことが考えられます。

■市内 4 河川の生物化学的酸素要求量（BOD）の推移



■市内 4 河川の浮遊物質（SS）の推移



出典：BOD、SSともに「第2次瀬戸市環境基本計画年次報告書（令和元年度）」

③道路の騒音・振動

騒音規制法及び振動規制法に基づいて、市内の主要な国道を走行する自動車の騒音と振動を定期的に測定しています。

交通規制などを公安委員会へ要請することになる水準（要請限度）は全線達成できていますが、維持されることが望ましいとされる水準（環境基準）は達成できていないところがあります。

■道路交通騒音・振動調査結果

①西古瀬戸町 国道248号(準工業地域) 平成31年1月28日～31日測定					②山口町 国道155号(第1種中高層住居専用地域) 平成31年2月4日～2月7日測定				
区分	騒音		振動		区分	騒音		振動	
	昼間	夜間	昼間	夜間		昼間	夜間	昼間	夜間
測定値	72dB	68dB	47dB	42dB	測定値	69dB	66dB	46dB	38dB
評価 (要請限度)	○ 75dB	○ 70dB	○ 65dB	○ 60dB	評価 (要請限度)	○ 75dB	○ 70dB	○ 65dB	○ 60dB
評価 (環境基準)	× 70dB	× 65dB	-	-	評価 (環境基準)	○ 70dB	× 65dB	-	-
③十軒町 国道155号(調整区域) 平成31年2月12日～15日測定					④西原町 国道363号(準住居地域) 平成31年2月18日～21日測定				
区分	騒音		振動		区分	騒音		振動	
	昼間	夜間	昼間	夜間		昼間	夜間	昼間	夜間
測定値	70dB	66dB	39dB	27dB	測定値	70dB	66dB	35dB	28dB
評価 (要請限度)	○ 75dB	○ 70dB	○ 65dB	○ 60dB	評価 (要請限度)	○ 75dB	○ 70dB	○ 65dB	○ 60dB
評価 (環境基準)	○ 70dB	× 65dB	-	-	評価 (環境基準)	○ 70dB	× 65dB	-	-
⑤市道水野中線(調整区域) 平成31年2月25日～28日測定					平成30年度は、リニア残土運搬車両の影響を調査する 目的で、新たに市道水野中線で測定を実施。なお、当該ポ イントは環境基準は達成できています。				
区分	騒音		振動			騒音		振動	
	昼間	夜間	昼間	夜間		昼間	夜間	昼間	夜間
測定値	70dB	64dB	36dB	26dB		70dB	64dB	36dB	26dB
評価 (要請限度)	○ 75dB	○ 70dB	○ 65dB	○ 60dB		○ 75dB	○ 70dB	○ 65dB	○ 60dB
評価 (環境基準)	○ 70dB	○ 65dB	-	-		○ 70dB	○ 65dB	-	-

出典：「第2次瀬戸市環境基本計画年次報告書（令和元年度）」

2.3. 都市・快適環境

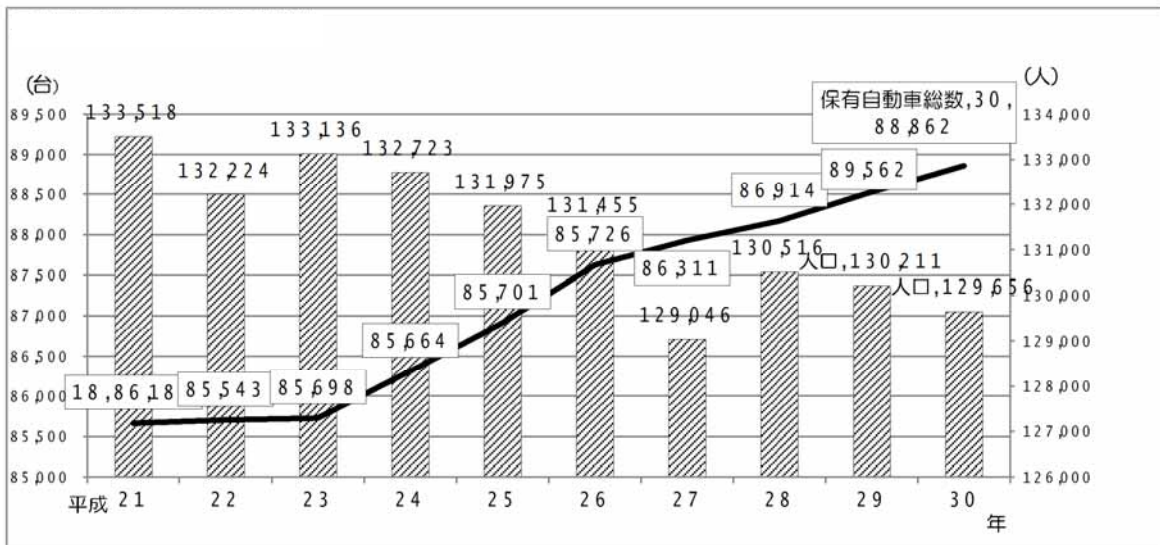
(1) 基盤整備状況

①道路・交通動向

平成30(2018)年4月1日現在における道路の整備状況は、2,204路線、延長約680kmが整備され、舗装率は国道、県道、市道含めて94.79%になっています。

市内の自動車総数は平成19(2007)年度以降ほぼ横ばいで推移し、平成23(2011)年度以降は増加傾向にあり、自動車利用の傾向は増加し続けています。

■市内で保有する自動車総数の推移



出典：「第2次瀬戸市環境基本計画年次報告書（令和元年度）」

一方で、鉄道駅利用者の推移は、全ての駅で増加傾向となっていますが、バス利用者は全体的に減少傾向にあります。

■名鉄電車駅別乗車人員の推移

単位：人

駅名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
水野	873,241	938,205	944,189	950,363
新瀬戸	1,884,990	1,971,168	1,981,374	2,021,430
瀬戸市役所	463,594	467,676	476,517	493,826
尾張瀬戸	1,603,185	1,616,135	1,613,870	1,614,477
計	4,825,010	4,993,184	5,015,950	5,080,096

■名鉄バス利用人員の推移

単位：人

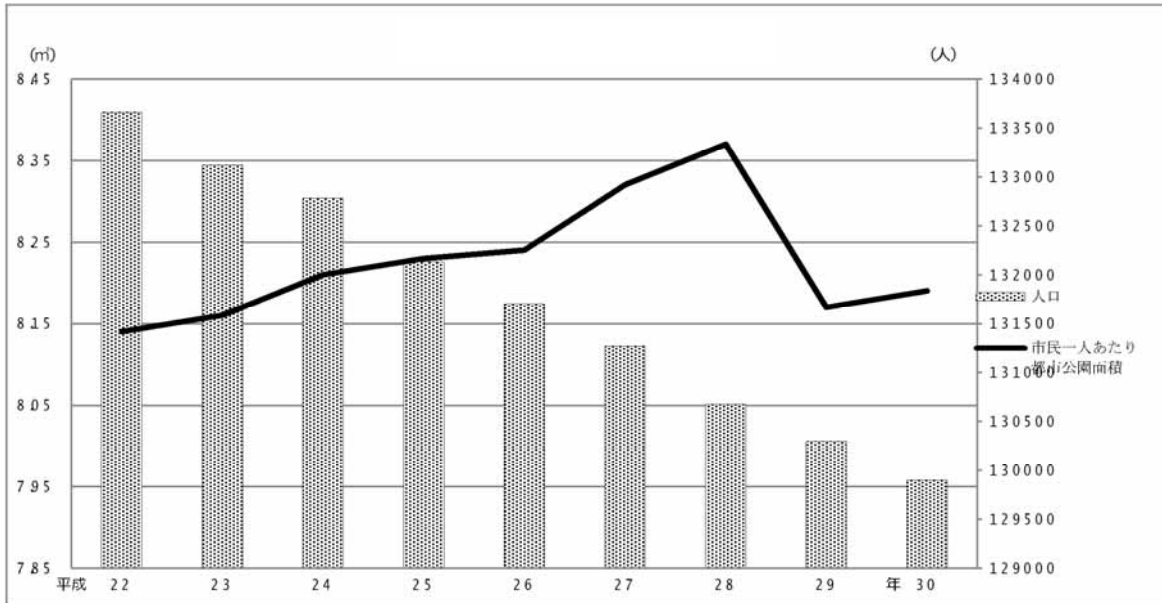
路線名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
瀬戸北線	277,686	272,369	264,246	257,803
みずの坂線	158,588	159,906	156,828	165,055
水野循環線	64,655	61,979	59,157	58,890
赤津線	64,655	61,979	59,157	58,890
計	500,929	494,254	480,231	481,748

出典：「瀬戸市統計書（令和元年版）」

②公園・緑地の整備状況

市内には、平成 31（2019）年 1 月 1 日現在、総合公園 2 ヶ所、運動公園 1 ヶ所のほか、街区公園など計 65 ヶ所（供用面積 120.35ha）の公園・緑地が整備されており、供用面積は 120.35ha で、市民一人あたりの都市公園面積が 8.19 m²となっています。

■市内一人あたりの都市公園面積の推移

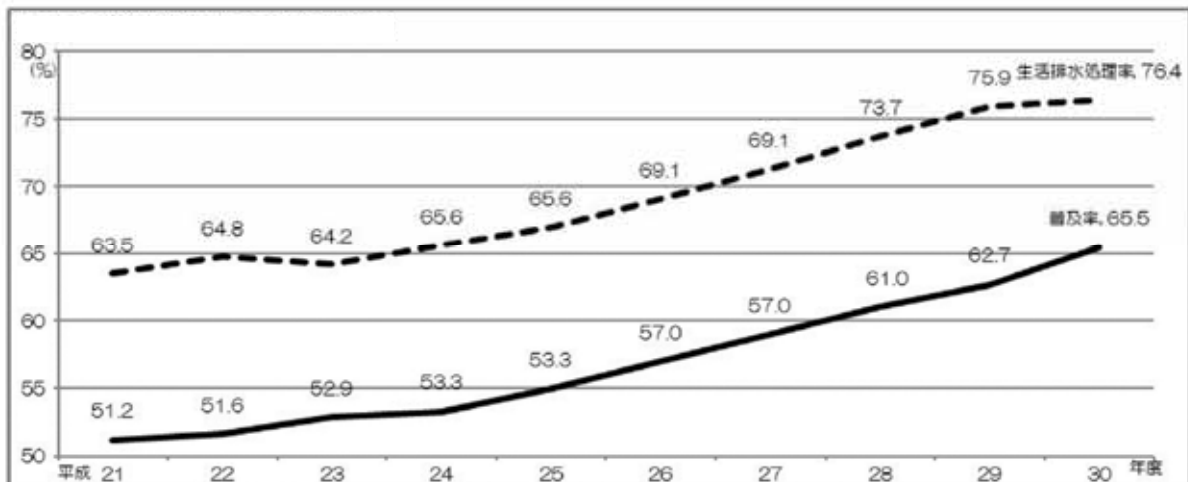


出典：「第 2 次瀬戸市環境基本計画年次報告書（令和元年度）」

③下水道の整備状況

昭和 41（1966）年から始まった公共下水道の整備事業は継続して進められており、普及率、生活排水処理率ともに上昇しています。現在、市民の約半数が下水道を利用しています。また、合併処理浄化槽を設置する世帯が増加しています。

■下水道普及率と生活排水処理率の推移



出典：「第 2 次瀬戸市環境基本計画年次報告書（令和元年度）」

(2) 歴史・文化

1000年以上のやきものの歴史を持つ本市では、やきものに関する文化財をはじめ、歴史的建造物や工芸品など、77件の指定・登録文化財があります。また、指定・登録文化財のほかに、窯道具を利用した窯垣の小径や本業窯といった伝統的で特徴のある街並みなど、文化や歴史を活かした観光資源となっています。

また、毎年40万人前後の人が訪れる、せともの祭をはじめとして、市内では、年間を通じて様々なイベントが開かれています。

■指定・登録文化財の件数

(国指定・国登録)

種別	件数
建造物(指定)	2
工芸品	6
有形民俗	1
史跡	3
建造物(登録)	3
計	15

(県指定)

種別	件数
彫刻	2
工芸品	5
考古資料	1
工芸技術	1
有形民俗	1
計	10

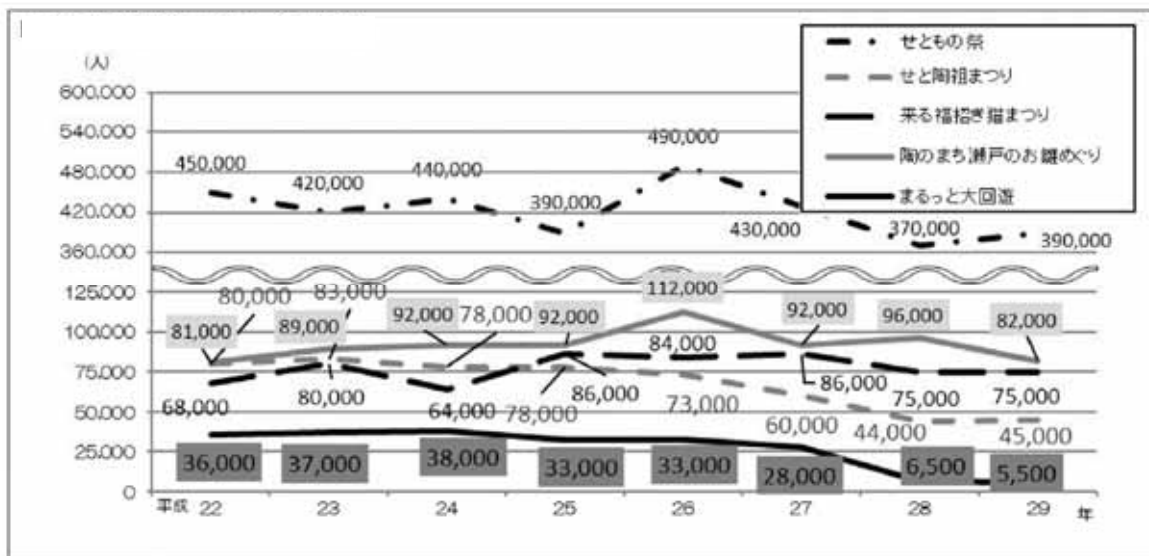
(市指定)

種別	件数
建造物	10
絵画	1
彫刻	2
工芸品	9
典籍	2
歴史資料	6
古文書	4
工芸技術	7
有形民俗	2
無形民俗	2
史跡	3
名勝	2
天然記念物	2
計	52

総計 77

出典：「第2次瀬戸市環境基本計画年次報告書（令和元年度）」

■瀬戸のお祭りに参加した人の数



出典：「第2次瀬戸市環境基本計画年次報告書（令和元年度）」

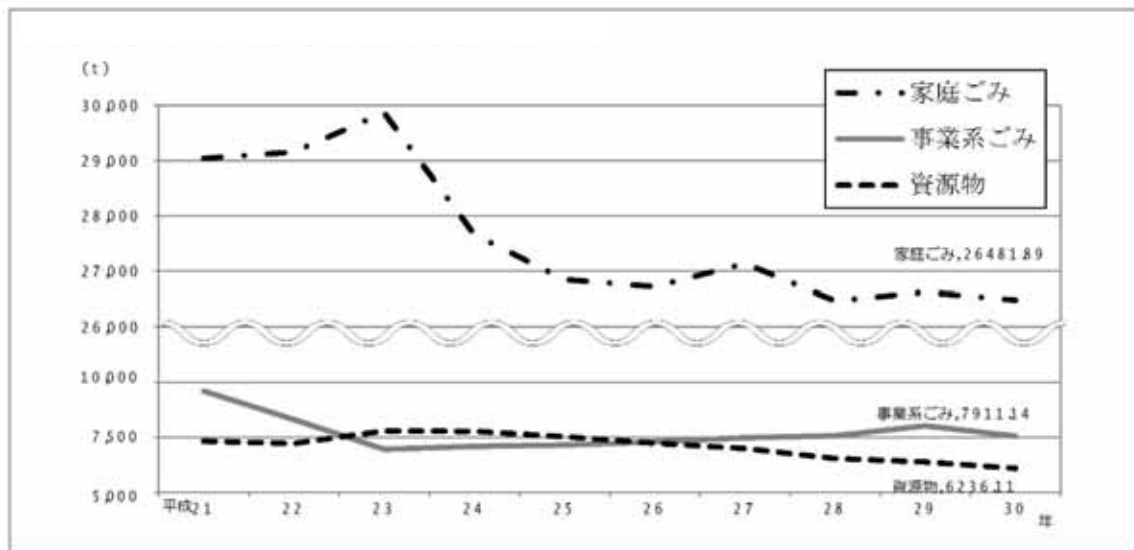
2.4. 地球環境

(1) 資源循環・廃棄物処理の状況

家庭ごみの排出量は、平成 23（2011）年度から平成 25（2013）年度にかけて大きく減少しましたが、それ以降下げ止まっている状況となっています。また、事業系ごみはほぼ横ばい、資源物量は減少傾向で推移しています。

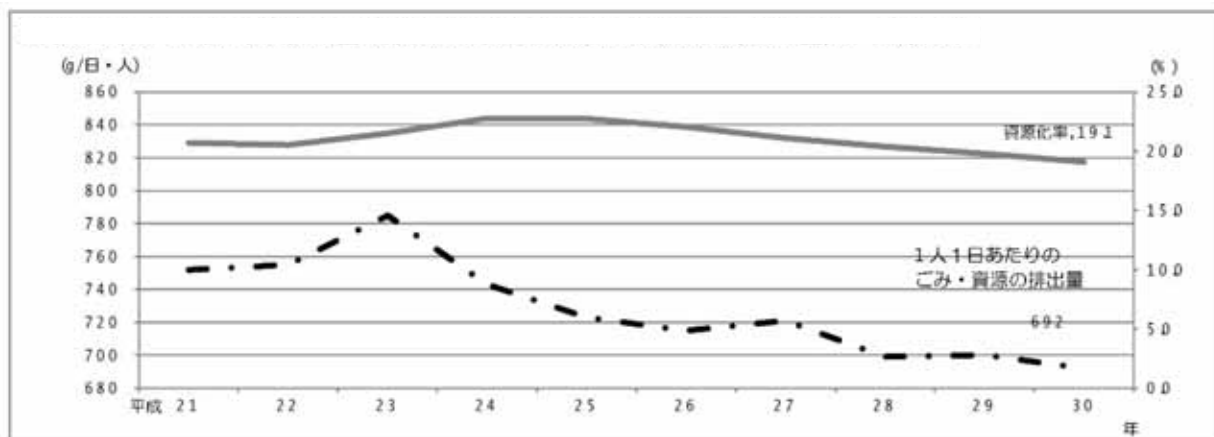
また、家庭 1 人 1 日あたりのごみ・資源の排出量は、平成 30（2018）年には 692g/日となっており、資源化率とともに、平成 25（2013）年度からは微減傾向となっています。

■家庭ごみ、事業系ごみ、家庭から出される資源物の量の推移



出典：「第 2 次瀬戸市環境基本計画年次報告書（令和元年度）」

■家庭 1 人 1 日あたりの排出量（家庭から排出されるごみ及び資源物の量）、資源化率の推移



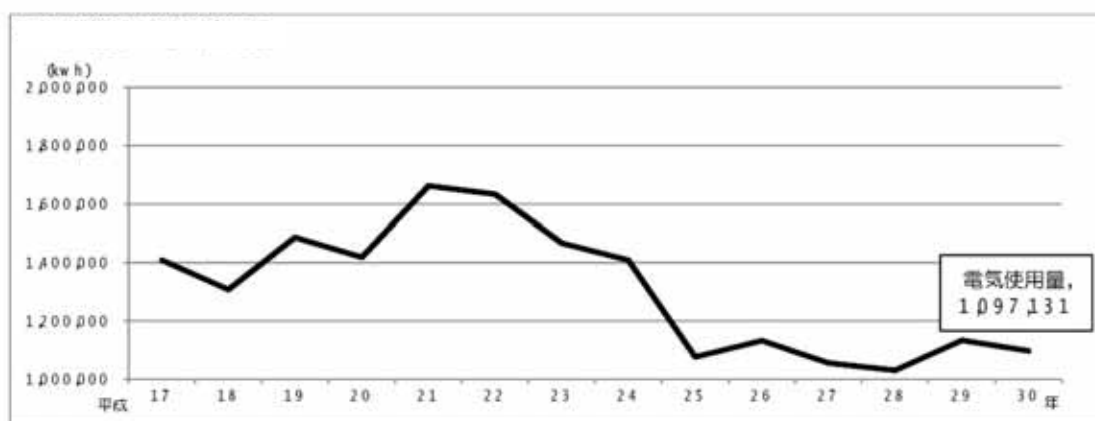
出典：「第 2 次瀬戸市環境基本計画年次報告書（令和元年度）」

(2) エネルギー関連

公共施設における電気使用量は、平成 21 (2009) 年度の 1,662,304kwh をピークに、平成 25(2013)年度にかけて大きく減少しましたのち、横ばい傾向が続き、平成 30(2018)年度は 1,097,131kwh と、ピーク時の約 7 割となっています。

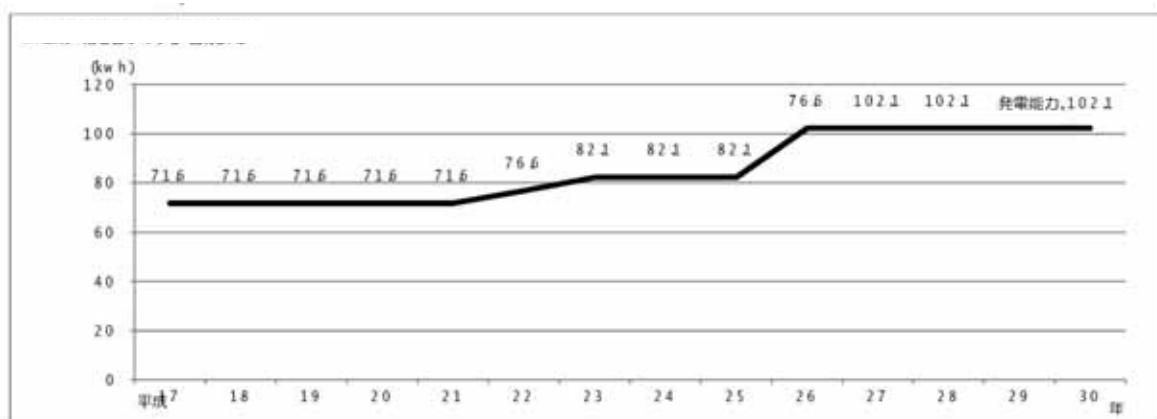
また、平成 26 (2014) 年度に市役所新庁舎が建設され、新たに太陽光発電システムを屋上に設置するなど、市内 12 施設で新エネルギー設備が導入され、太陽光発電システム (10 施設) による発電能力は、平成 27 (2015) 年度から 102.1kw となっています。

■公共施設の電気使用量の推移



出典：「第 2 次瀬戸市環境基本計画年次報告書 (令和元年度)」

■公共施設の発電能力の推移



出典：「第 2 次瀬戸市環境基本計画年次報告書 (令和元年度)」

3. 前計画のフォローアップ

3.1. 前計画についての評価の総括

平成23年3月に前計画が策定され、今年が計画の最終年である10年目を迎えますが、この間、「自然を守る」をはじめとする6つの基本方針に沿って各種施策やリーディングプロジェクトが展開され、中でも、画期的な考えであった市独自の保護・保全策である「特定地区（自然環境の保護・保全区域）」に関する新しい条例（瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例）の制定や特定地区の指定、事業者に加え市民によるパートナーシップ型組織「せと・まるっと環境クラブ」が設立されるなど、ほかにはない、瀬戸市独自の取り組みが実施されました。

また、本市の豊かな自然を活用した保全活動や環境教育などの充実、歴史・文化的資源の保全活用や快適なまちづくり、「瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」といった自然環境に配慮したエネルギー問題への対応など、各種関連計画などに基づいて、整備の推進や適正な維持管理が着実に進められ、近年の市民の環境意識の向上により、ごみの減量や節電など、循環型社会、脱温暖化に向けた取り組みも浸透してきています。

一方で、市民アンケート結果による「自然との親しみを感している市民の割合」や「住環境に関する市民の割合」などの環境に関する市民の満足度が増加傾向だったものの、近年では減少傾向に転じている状況を見ると、環境に関する活動や取り組みなどをもう1段階ステップアップする時期にきていると想定されます。

本計画では、前計画で積み残された課題を整理するとともに、地球温暖化の進展やエネルギー問題などの環境を取り巻く社会情勢を踏まえながら、市民の日常生活における環境への取り組みの推進や、前計画から続く瀬戸市独自の取り組みの深度化などを図っていきます。

3.2. 環境指標の推移

前計画では、環境基本計画の柱となる6つの基本方針に対して、施策の効果などを図るためにそれぞれ環境指標として数値目標を定めており、ここでは、計画期間10年間の数値の推移を整理しています。これら環境指標の推移は、以下のとおりです。

(1) 基本方針1：「瀬戸の豊かな自然を守るため、自然環境の保護と保全を進める」

基本方針1については、「瀬戸の豊かな自然を守るため、自然環境の保護と保全を進める」ということを目標に、「自然環境の保護及び保全に関する条例」の制定や自然環境の保護、保全のための特定地区の設定に向けた取組みが行われた他、市民と一体となった保護保全活動が行われてきました。そのような中で、環境指標として「森林の総面積」と「保護された森林の面積」があげられており、「森林の総面積」については、現状維持を目標としましたが、約50haの減少となりました。一方で、「保護された森林の面積」については、自然公園などの面積が維持されたことに加え、この表にはありませんが、令和元年に「瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例」に基づき、下半田川町蛇ヶ洞川において、自然環境の保護保全を目的とした特定地区が定められ、「保護された森林の面積」は増加となりました。

(1)自然を守る

項目	環境指標											
	計画策定時 H20	H21	H22	H23	H24	中間評価 H25	H26	H27	H28	現状 H29	H30	目標 (R2)
◇森林の総面積 森林の総面積の大きな減少を踏まえて、都市計画に、必要不可欠とされる開発を除き、現状を維持することを目指します。	6,358ha	6,352ha	6,339ha	6,335ha	6,336ha	6,335ha	6,332ha	6,332ha	6,329ha	6,307ha	—	現状維持
項目	計画策定時 H21	H21	H22	H23	H24	H25	中間評価 H26	H27	H28	現状 H29	H30	目標 (R2)
◇保護された森林の面積 現行法令による特別地域や保全地域が全国的には減少傾向にあるなか、本市においては、現状を維持することを目指します。 その上で、本計画に基づく新たな制度によって、「保護区域」を設定し、保護された森林の面積の拡大を目指します。	2,027ha	—	2,027ha	2,027ha	2,027ha	2,027ha	2,027ha	2,027ha	2,027ha	2,027ha	—	数値向上
・自然公園法による特別地域面積	1,899ha	—	1,899ha	1,899ha	1,899ha	1,899ha	1,899ha	1,899ha	1,899ha	1,899ha	—	現状維持
・愛知県自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例による保全地域面積	128ha	—	128ha	128ha	128ha	128ha	128ha	128ha	128ha	128ha	—	現状維持
・本計画による「保護区域」面積	0ha	—	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	—	数値向上

(2) 基本方針 2：「自然と親しむ」

基本方針 2 の「自然と親しむ」については、「身近な自然環境とのふれあいの場や機会をつくり、自然と親しむことのできる環境づくり」を進めることを目標に、岩屋堂や海上の森などで、「せと環境塾」「せと・まるっと環境クラブ」による環境講座や自然とふれあう活動が実施されてきました。そのような中で環境指標については、総合計画の市民アンケートによる「自然との親しみを感している市民の割合」と「農地の総面積」をあげていましたが、結果としては減少傾向で推移し、施策内容と指標の関連性（そもそも自然とふれあう活動などの施策の内容と数値指標がリンクしていない）も含めて、課題を残す結果となっています。

(2)自然と親しむ

項目	環境指標											
	計画策定時 H20	H21	H22	H23	H24	H25	中間評価 H26	H27	H28	H29	H30	目標 (R2)
◇自然との親しみを感している市民の割合 多くの市民が自然との親しみを感しられるよう、本計画に基づく施策やプロジェクトによって、数値を向上させることを目指します。	27.0%	—	—	23.1%	—	—	18.3%	—	—	—	—	数値向上
項目	環境指標											
	計画策定時 H17	H21	中間評価 H22	H23	H24	H25	H26	現状 H27	H28	H29	H30	目標 (R2)
◇農地の総面積 本計画に基づく施策やプロジェクトによって、減少傾向にある農地総面積の現状を維持することを目指します。	192.9ha	—	181.9ha	—	—	—	—	169.1	—	—	—	現状維持

(3) 基本方針3：「安全・安心に暮らす」

基本方針3の「安全・安心に暮らす」については、公害の防止と都市基盤の充実を目標に様々な取り組みが進められました。公害防止の面については、「環境基準を満たしている割合」を環境指標にしていますが、一部、環境基準が満たされていない箇所もあり、今後の課題となっています。2つめの「下水道の整備の割合」については、順次整備を実施しているため、数値はしていますが、3つめの「都市交通に対する満足度」については、向上傾向にありましたが、直近の調査では数値が下がっており、課題を残す形となりました。

(3)安全・安心に暮らす

項目	環境指標											
	計画策定時 H21	H21	H22	H23	H24	H25	中間評価 H26	H27	H28	H29	現状 H30	目標 (R2)
◇環境基準を満たしている割合 大気や河川の水質、道路交通の騒音について、引き続き改善され、良好な環境を保つこと为目标として環境基準を満たすことを目指します。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
・大気汚染の環境基準の達成項目数	3/4項目	—	3/4項目	3/4項目	3/4項目	3/4項目	3/4項目	3/4項目	3/4項目	3/4項目	3/4項目	数値向上
・市内4河川の水質汚濁の環境基準の達成地点数	3/4項目	—	3/4項目	3/4項目	3/4項目	3/4項目	3/4項目	3/4項目	3/4項目	3/4項目	3/4項目	数値向上
・市内4地点の騒音の環境基準の達成地点数	1/4項目	—	1/4項目	1/4項目	1/4項目	2/4項目	2/4項目	2/4項目	1/4項目	0/4項目	1/5項目	数値向上

項目	環境指標											
	計画策定時 H21	H21	H22	H23	H24	H25	中間評価 H26	H27	H28	H29	現状 H30	目標 (R2)
◇下水道が整備された割合 下水道の整備を引き続き推進し、整備率の向上を目指します。	51.2%	—	51.6%	52.9%	53.3%	55.0%	57.0%	59.0%	61.0%	62.7%	65.5%	数値向上

項目	環境指標											
	計画策定時 H20	H21	H22	H23	H24	H25	中間評価 H26	H27	現状 H28	H29	H30	目標 (R2)
◇都市交通に満足している市民の割合 多くの市民が都市交通に満足するよう数値の向上を目指します。	38.0%	—	—	40.7%	—	—	43.8%	—	32.4%	—	—	数値向上

(4)心豊かに暮らす

項目	環境指標											
	計画策定時 H21	H21	H22	H23	H24	H25	中間評価 H26	H27	H28	H29	現状 H30	目標 (R2)
◇指定文化財の数 歴史・文化の継承が図られるよう、引き続き指定件数の向上を目指します。	70件	—	—	—	—	—	74件	75件	77件	77件	77件	数値向上

項目	環境指標(人)											
	計画策定時 H21	H21	H22	H23	H24	H25	中間評価 H26	H27	H28	現状 H29	H30	目標 (R2)
瀬戸のお祭りに参加した人の数 より多くの市民や来訪者が瀬戸の5大祭りに参加し、本市の交流が活発になるよう、参加者の増加を目指します。 ※瀬戸5大祭り ①「陶のまち 瀬戸のお雛めぐり」 ②「せと陶祖まつり」 ③「せともの祭」 ④「来る福招き猫まつり in瀬戸」 ⑤「せと・まるっとミュージアム大回遊」	716,000	—	715,000	709,000	712,000	679,000	792,000	696,000	591,500	597,500	—	数値向上

項目	環境指標(m ²)											
	計画策定時 H20	H21	H22	H23	H24	H25	中間評価 H26	H27	H28	H29	現状 H30	目標 (R2)
市民一人あたりの都市公園の面積 身近な緑とのふれあいの場である都市公園の整備を進め、市民一人あたりの面積の向上を目指します。	8.12	8.11	8.14	8.16	8.21	8.23	8.24	8.32	8.37	8.17	8.39	数値向上

項目	環境指標											
	計画策定時 H20	H21	H22	H23	H24	H25	中間評価 H26	H27	現状 H28	H29	H30	目標 (R2)
住環境に満足している市民の割合 より多くの市民が住環境に満足するよう数値の向上を目指します。	41.1%	—	—	41.8%	—	—	44.0%	—	34.9%	—	—	数値向上

(4) 基本方針4：「心豊かに暮らす」

基本方針4の「心豊かに暮らす」については、市内の歴史・文化的地物や景観についての施策を進めており、「指定文化財の登録件数」や「都市公園面積」など順次、新規登録や公園整備を進めた結果、数値目標は達成されました。一方で、「住環境に関する満足度」については、向上傾向にあったものが、直近の調査では下がっていたり、「瀬戸のお祭りに参加した人の数」という環境指標については、当初は5大まつりの参加者を対象にしておりましたが、7大まつりとか、9大まつりと銘打って開催された年があるなど、祭りやイベントの参加者数は天候などの影響を受けやすいこともあり、指標の項目を設定する上での課題もみえました。

(4) 心豊かに暮らす

項目	環境指標											
	計画策定時 H21	H21	H22	H23	H24	H25	中間評価 H26	H27	H28	H29	現状 H30	目標 (R2)
◇指定文化財の数 歴史・文化の継承が図られるよう、引き続き指定件数の向上を目指します。	70件	—	—	—	—	—	74件	75件	77件	77件	77件	数値向上
項目	環境指標(人)											
	計画策定時 H21	H21	H22	H23	H24	H25	中間評価 H26	H27	H28	現状 H29	H30	目標 (R2)
瀬戸のお祭りに参加した人の数 より多くの市民や来訪者が瀬戸の5大祭りに参加し、本市の交流が活発になるよう、参加者の増加を目指します。 ※瀬戸5大祭り ①「陶のまち 瀬戸のお雛めぐり」 ②「せと陶祖まつり」 ③「せともの祭」 ④「来る福招き猫まつり in瀬戸」 ⑤「せと・まるっとミュージアム大回遊」	716,000	—	715,000	709,000	712,000	679,000	792,000	696,000	591,500	597,500	—	数値向上
項目	環境指標(m)											
	計画策定時 H20	H21	H22	H23	H24	H25	中間評価 H26	H27	H28	H29	現状 H30	目標 (R2)
市民一人あたりの都市公園の面積 身近な緑とのふれあいの場である都市公園の整備を進め、市民一人あたりの面積の向上を目指します。	8.12	8.11	8.14	8.16	8.21	8.23	8.24	8.32	8.37	8.17	8.39	数値向上
項目	環境指標											
	計画策定時 H20	H21	H22	H23	H24	H25	中間評価 H26	H27	現状 H28	H29	H30	目標 (R2)
住環境に満足している市民の割合 より多くの市民が住環境に満足するよう数値の向上を目指します。	41.1%	—	—	41.8%	—	—	44.0%	—	34.9%	—	—	数値向上

(5) 基本方針 5：「地球にやさしく暮らす・営む」

基本方針 5 の「地球にやさしく暮らす・営む」については、脱温暖化社会や循環型社会の実現を目標としており、東日本大震災以降、特に市民や事業者の方が意識を持つようになった項目になるかと思われませんが、施策につきましても、ごみの減量化などに関わる活動や全庁的な節電対策、市民向けの再生エネルギー普及支援などさまざまな取り組みが行われており、環境指標もほぼ達成していると考えられます。ただ、自動車の保有台数に関しては横ばいから近年では増加傾向で推移しており、今後はハイブリッド車などのエコカーの普及などで対応していくことなども考える必要があるかと思われま

(5) 地球にやさしく暮らす

項目	環境指標											
	計画策定時 H21	H21	H22	H23	H24	H25	中間評価 H26	H27	H28	H29	現状 H30	目標 (R2)
資源物を含む一般廃棄物の量 本計画に基づく施策などによって市民・事業者の理解が進み、資源物を含む一般廃棄物の量が減ることを目指します。	46,944t	—	45,462t	45,297t	43,199t	42,176t	41,897t	42,237t	41,169t	41,627t	40,629t	数値減少
項目	環境指標(台)											
計画策定時 H21	H21	H22	H23	H24	H25	中間評価 H26	H27	H28	H29	現状 H30	目標 (R2)	
自動車保有数 自動車保有総数は現状を維持しつつ、本計画に基づく施策などによって、市内の自動車から排出される温室効果ガスの減少を目指します。	83,907	—	83,927	83,943	84,470	85,044	87,627	87,931	88,174	88,533	88,862	現状維持
全体の自動車保有台数から小型二輪の台数を引いた数値。年次報告書では全体の自動車保有数を記載している。												
項目	環境指標(kwh)											
計画策定時 H21	H21	H22	H23	H24	H25	中間評価 H26	H27	H28	H29	現状 H30	目標 (R2)	
公共施設での電気の使用量(使用電力量) 「エコオフィスプランせと」によって、公共施設での電気の使用量の減少を目指します。	1,662,304	—	1,633,456	1,467,260	1,409,400	1,076,750	1,131,986	1,055,501	1,030,196	1,132,645	1,097,131	数値減少
項目	環境指標											
計画策定時 H21	H21	H22	H23	H24	H25	中間評価 H26	H27	H28	H29	現状 H30	目標 (R2)	
公共施設での発電能力 本計画に基づく施策などによって、公共施設での太陽光などの新エネルギーを利用した発電能力の向上を目指します。	71.6kw	—	—	—	—	102.1kw	102.1kw	102.1kw	102.1kw	102.1kw	102.1kw	数値向上

(6) 基本方針 6：「人と地球を育む」

基本方針 6 の「人と地球を育む」については、人づくり、地域づくりを念頭に環境教育や市民、事業者との協働を進めておりますが、環境指標としては「環境基本条例・環境基本計画を知っている人の割合」をあげています。この項目については、昨年度同様の市民アンケートを行いました。結果としては、認知度が下がる結果となり、今後の課題となっています。

(6) 人と地域を育む

項目	環境指標											
	計画策定時 H21	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	現状 R1	目標 (R2)
環境基本条例・環境基本計画を知っている市民の割合 本計画に基づく施策やプロジェクトによって、市民・事業者の理解が進み、環境に関する様々な問題意識が共有されるよう、環境基本条例・環境基本計画の認知度の向上を目指します。	9.80%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5.90%	数値向上

3.3. 環境目標の推移

前計画のリーディングプロジェクトに掲げられた環境目標の推移は、以下のとおりです。

(1) 豊かな自然を守るプロジェクト

「豊かな自然を守るプロジェクト」は、「自然環境や生態系の保護と保全のしくみ」を作ることを目的としたプロジェクトで、平成24年10月の「自然環境の保護及び保全に関する条例」の制定をかわきりに、特定地区設定に向けた自然環境調査や候補地選定委員会による検討が進められ、この表にはありませんが、令和元年に「瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例」に基づき、下半田川町蛇ヶ洞川において、自然環境の保護保全を目的とした特定地区が定められました。

(1) 豊かな自然を守るプロジェクト

項目	達成目標						
	計画策定時	中間評価 (H26)	H27	H28	H29	H30 (現状)	目標 (H32)
◆保護区域の設定 新条例制定などの仕組みづくりを前提として、少なくとも1か所の保護区域の設定を目標とします。	なし (H22)	0区域	0区域	0区域	0区域	0区域	1区域 以上
◆保全区域の設定 新条例制定などの仕組みづくりを前提として、少なくとも1か所の保全区域の設定を目標とします。	なし (H22)	0区域	0区域	0区域	0区域	0区域	1区域 以上
◆保全区域での自然環境を保全する活動の実施 保全区域の設定と市民との協働の取り組みの実施を前提として、少なくとも1件の保全活動の実施を目標とします。	なし (H22)	0件	0件	0件	0件	0件	1件以上

(2) 豊かな自然の魅力を活かすプロジェクト

「豊かな自然の魅力を活かすプロジェクト」については、「愛・地球博」のホストシティを瀬戸市が務めて以来、市民の自然に関する意識も高まり、自然環境に関する活動や取組みなども広がってきました。ただ、指標としては、「ガイドボランティア」など活動や取組みに関する人の数は伸び悩んでおり、「自然観光資源を訪れた人の数」も減少するなど、今後は豊かな自然も市の観光資源であることをもっと前面に打ち出すような施策展開も必要かと考えられます。

(2) 豊かな自然の魅力を活かすプロジェクト

項目	達成目標						
	計画策定時	中間評価 (H26)	H27	H28	H29	H30	目標 (H32)
◆自然観光資源を訪れた人数 自然観光資源の魅力発信や自然ガイドボランティアの活躍によって、自然観光資源への来訪者が増加することを目標とします。	年間 714,714人 (H21)	年間 679,851人	年間 678,028人	年間 238,940人	年間 206,317人 (現状)	—	年間 790,000人 以上
◆自然ガイドボランティア登録者数 自然ガイドボランティアの仕組みづくりを前提として、できるだけ多くの市民が登録することを目標とします。	なし (H22)	16人	20人	17人	13人	13人 (現状)	50人以上

(3) 安全・安心な「水」と魅力ある「食」をつくるプロジェクト

「安全・安心な「水」と魅力ある「食」をつくるプロジェクト」に関しては、「農業塾」の開催、農家の方にご協力いただいた幼稚園・保育園向けの環境教育など、農業をとりまく活動は活発に行われていますが、道の駅「瀬戸しなの」の来場者数については、当初の目標は大幅に超えています。年々減少している状況であるとともに、水源条例の制定に関しても難しい状況となっています。

(3) 安全・安心な「水」と魅力ある「食」をつくるプロジェクト

項目	達成目標						
	計画策定時	中間評価 (H26)	H27	H28	H29	H30 (現状)	目標 (H32)
◆水源として保護された区域 新条例制定などの仕組みづくりによって、水源として保護された区域を設定することを目標とします。	なし (H22)	0区域	0区域	0区域	0区域	0区域	1区域以上
◆農業の担い手養成講座からの農業者数 農地を活用した取り組みとして、農業の担い手養成講座を開設し、できるだけ多くの農業者を育成することを目標とします。	なし (H22)	8人	49人	49人	50人	79人	30人以上
◆農業体験・食育に活用した農地(圃場)の数 子どもたちが農業や「食」について学ぶ場を増やす取り組みとして、できるだけ多くの地区で農業体験・食育を実施することを目指します。	なし (H22)	2地区	2地区	2地区	2地区	2地区	3地区以上
◆道の駅「瀬戸しなの」の来場者数 本市の農業と「食」の魅力が発信され、道の駅「瀬戸しなの」へ多くの市民や来訪者が訪れることを目標とします。	なし (H22)	年間 625,000人	年間 591,200人	年間 558,000人	年間 514,000人	年間 501,327人	年間 170,000人 以上

(4) 生活と産業の脱温暖化を目指すプロジェクト

「生活と産業の脱温暖化を目指すプロジェクト」については、東日本大震災以降の市民や事業者の意識変化もあり、目標達成に向け、施策の効果も出てきていますが、環境配慮に取り組んでいる事業者の数は伸び悩んでいることもあり、今後も事業者などとさらさら連携しながら、支援の検討を進めていく必要があると考えられます。

(4) 生活と産業の脱温暖化を目指すプロジェクト

項目	達成目標						
	計画策定時	中間評価 (H26)	H27	H28	H29	H30 (現状)	目標 (H32)
◆市民・事業者の温暖化防止を支援する施策の数 市民・事業者の温暖化防止に向けた取り組みに対する経済的な支援策の実施を目標とします。	なし (H22)	1施策	1施策	1施策	1施策	1施策	1施策以上
◆環境産業の起業を支援した件数 支援策の実施によって、環境産業が実際に起業・育成されることを目標とします。	なし (H22)	1件	1件	3件	3件	3件	1件以上
◆環境配慮に取り組んでいる事業所の数 「環境の保全及び創造に関する協定」の締結企業や環境配慮事業所の認定事業者を増やすことを目標とします。	16事業所 (H21)	103事業者	109事業者	110事業者	114事業者	114事業者	600事業所以上

(5) ごみのない循環型のまちを目指すプロジェクト

「ごみのない循環型のまちを目指すプロジェクト」については、近年の社会的な状況などからも、市民のごみのリサイクルなどの循環型社会への意識も高く、ごみの量の削減は進んでいます。また、不法投棄や不法焼却等の不法行為についても、市民や自治会などの協力による監視体制の強化などによる効果があらわれています。

(5) ごみのない循環型のまちを目指すプロジェクト

項目	達成目標						
	計画策定時	中間評価 (H26)	H27	H28	H29	H30 (現状)	目標 (H32)
◆市民一人一日あたりのごみの量 啓発や制度改革などによって、ごみ(一般廃棄物)の総量を減らすことを目標とします。	772g/日 (H21)	715g/日	721g/日	699g/日	700g/日	692g/日	750g/日以下
◆家庭から回収される資源物の割合 啓発や制度改革などによって、家庭における資源循環を向上させることを目標とします。	20.7% (H21)	22.0%	21.1%	20.4%	19.8%	19.1%	35.0%以上
◆不法投棄されたごみの処理量 啓発や監視体制の強化などによって、不法投棄された家電やタイヤなどのごみを減らすことを目標とします。	年間 1,021個 (H21)	年間 905個	年間 93個	年間 91個	年間 75個	—	年間 400個 以下
◆不法焼却行為に対する苦情申立ての件数 啓発や監視体制の強化などによって、不法焼却行為を減らすことを目標とします。	年間41件 (H21)	年間30件	年間38件	年間38件	年間41件	年間24件	年間20件 以下

(6) 環境を知り、まち全体が連携して取り組むプロジェクト

「環境を知り、まち全体が連携して取り組むプロジェクト」については、「せと環境塾」による講座の開催、市民によるパートナーシップ型組織である「せと・まるっと環境クラブ」の活動等、自然環境に関わる活動や取組みは目標達成に向け、広く市民に浸透してきていると思われます。なお、環境教材については、当初は環境課などが主導して冊子などを作ることも想定していましたが、インターネットの普及等により、既存コンテンツの活用等、教育現場では別の方法での取組みが行われました。

(6) 環境を知り、まち全体が連携して取り組むプロジェクト

項目	達成目標						
	計画策定時	中間評価 (H26)	H27	H28	H29	H30 (現状)	目標 (H32)
◆せと環境塾で実施している講座の数 せと環境塾の取組みを推進するため、講座の実施数の増加を目標とします。	年間7講座 (H21)	年間15講座	年間15講座	年間20講座	年間19講座	年間20講座	年間25講座 以上
◆せと環境塾から学校・保育園へ講師を派遣した回数 せと環境塾を中心とした環境教育を展開し、講師をできるだけ多く派遣することを目標とします。	なし (H22)	市民講師による 出前講座 1回	市民講師による 出前講座 39回	市民講師による 出前講座 22回	市民講師による 出前講座 14回	市民講師による 出前講座 12回	年間20回 以上
◆環境教材の満足度 学校が活用しやすい環境教材の作成を目指して、教員の満足度を把握し、向上させることを目標とします。	なし (H22)	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	80% 以上
◆パートナーシップ型組織に参加している市民・事業者の数 パートナーシップ型組織による取組みを発展させるため、参加する市民・事業者を増やすことを目標とします。	市民：なし 事業者 ：31事業者	市民：60人 事業者 ：53事業者	市民：69人 事業者 ：55事業者	市民：59人 事業者 ：56事業者	市民：67人 事業者 ：58事業者	市民：64人 事業者 ：58事業者	市民：100人 事業者 ：50事業者 以上

4. 計画改定に向けたポイント

これまでの検討結果を総括し、次年度の計画改定に向けたポイントとして整理したものが、次頁の骨子（案）である。

■第3次瀬戸市環境基本計画 骨子(案)

<p>【第1章】 環境基本計画の基本的な事項</p>	<p>・計画の背景、理念 ・計画の位置づけ</p>	<p>・計画対象期間 R3年度～12年度 (10年間)</p>	<p>・計画対象地域 瀬戸市全域</p>	<p>・環境範囲 自然環境、生活環境、 都市・快適環境、地球環境</p>	<p>・計画の視点 ① 持続可能なまちの実現 (SDGsへの対応) ② 生物多様性保全に向けたすそ野の拡大 ③ 気候変動の影響への対応 ④ 環境と経済の融合 ⑤ 瀬戸らしさ(まち、活動)の広域発信 ⑥ 市民・事業者への普及啓発の充実</p>
--------------------------------	-------------------------------	---	--------------------------	--	--

【第2章】
瀬戸市の環境の現状と課題

◆市民アンケート結果

- 生活環境に対する満足度は高く、自然環境に対しても以前より満足度が向上。
- ごみの分別や節電などの取組みが多い。
- 自然観察会などへの参加意向が強い。
- 生物多様性の認知度は高いが、環境基本計画の認知度は低い。
- 環境シンボルの上位は岩屋堂、海上の森。

◆事業者アンケート結果

- 事業と環境は密接に関連しており、環境への配慮は重要と考えている。
- 現在の活動としては、節電や事業所周辺の清掃が多く、今後は再生エネルギー機器の導入や ESG への取組みが必要。

◆数値指標の動向

- 森林、農地面積の減少、特定地区の指定
- ごみの削減の進展、環境活動の活発化
- 環境に関する市民の満足度の低下
- 観光等来訪者の減少

◆瀬戸市の環境課題

- 特定地区のさらなる指定拡大と保全区域での保全活動の実施
- 身近な生き物の生息、生育環境にも配慮した生物多様性のすそ野の拡大
- ごみ減量や省エネ活動の継続など市民意識のさらなる向上
- 歴史、文化を活かした、瀬戸らしさのある質の高い(基盤整備の充実、景観への配慮)まちづくり
- 気候変動の影響への対応(適応策など)
- 環境と経済が融合した事業活動の展開
- 市民・事業者・行政の協働の促進
- 環境基本計画の認知度の向上、市民の環境に関する満足度の向上

◆社会的動向

- 地域循環共生圏の創造、持続可能な循環型社会の実現
- 少子高齢化、気候変動がもたらす影響への対応(パリ協定、適応策)
- SDGsの取組み
- マイクロプラスチックごみへの対応
- ESG投資など環境と経済の新たな融合
- 生物多様性保全に向けた次のステップ
- AI、IoTなどの技術革新

【第3章】
計画理念と基本方針

【基本方針】

【計画理念】
自然と歴史が織りなす「環境創造都市」を目指して

- 1. 自然を守る**
本市の長い歴史を踏まえだ「これからの100年」を考え、瀬戸の豊かな自然を守るため、自然環境の保護と保全を進めます。
- 2. 自然と親しむ**
瀬戸の豊かな自然との共生を図るため、身近な自然環境とのふれあいの場や機会をつくり、自然と親しむことのできる環境づくりを進めます。
- 3. 安全・安心に暮らす**
公害を防止し、都市基盤の充実を図ることによって、安全で安心な暮らしの環境づくりを進めます。
- 4. 心豊かに暮らす**
瀬戸の歴史・文化や景観に誇りをもって、心豊かに暮らせる環境づくりを進めます。
- 5. 地球にやさしく暮らす・営む**
脱温暖化社会、循環型社会の実現に向けて、市民の生活スタイル・事業スタイルの転換を促進し、地球にやさしい暮らしや事業の営みを支援します。
- 6. 人と地域を育む**
将来にわたって自然と共生し、より良い環境を創り続けていくための人や地域を育む環境づくりを進めます。

【第4章】
施策の基本的方向

【基本的方向】	【施策のイメージ】	環境指標	SDGs対応
○重要な自然環境の保護	・特定地区(保護・保全)の指定 ・水源林の適切な保護 ・森林形態に合わせた適切な保全	環境指標	SDGs対応
○自然環境の保全	・自然調査の実施 ・河川・池沼・湿地の保護	環境指標	SDGs対応
○生物多様性の保全	・地域の生態系の保全 ・生物の生息生育環境の保全と回復	環境指標	SDGs対応
○身近な自然とのふれあい	・ふれあいの場、機会の創出 ・エコツーリズムの展開 ・自然散策道の整備の推進	環境指標	SDGs対応
○里山・農地の保全	・里山の適切な維持管理と活用 ・農林業環境の整備の推進 ・耕作放棄地対策、農地の活性化	環境指標	SDGs対応
○公害対策の推進	・大気汚染、水質汚濁防止対策 ・都市型公害等の未然防止	環境指標	SDGs対応
○都市基盤の整備充実	・道路、上下水などの基盤整備 ・公共交通の充実 ・都市型災害対策	環境指標	SDGs対応
○歴史・文化の保全	・歴史・文化の承継 ・観光・交流の促進、魅力の発信	環境指標	SDGs対応
○快適環境の充実	・公園整備、まちなかの緑の充実 ・里山景観の保全、街なみの保全 ・まちの環境美化の推進	環境指標	SDGs対応
○脱温暖化社会構築に向けた取り組み	・温室効果ガスの削減 ・温暖化に対する適応策の推進	環境指標	SDGs対応
○循環型社会実現に向けた取り組み	・再生可能エネルギーの活用 ・ごみ減量化(3Rの推進)	環境指標	SDGs対応
○環境産業の育成	・ごみの適切な処理 ・産業廃棄物、不法投棄対策 ・環境産業の育成	環境指標	SDGs対応
○持続可能な社会を担う人づくり	・環境情報の共有、発信 ・環境学習・教育の推進	環境指標	SDGs対応
○持続可能な社会を担う地域づくり	・パートナーシップ型組織による活動 ・地域の自発的な取組みの支援	環境指標	SDGs対応

【第5章】
リーディング・プロジェクト

◆○○プロジェクト	達成目標	取組み例
◆○○プロジェクト	達成目標	取組み例
◆○○プロジェクト	達成目標	取組み例
◆○○プロジェクト	達成目標	取組み例
◆○○プロジェクト	達成目標	取組み例
◆○○プロジェクト	達成目標	取組み例

【第6章】
計画の推進に向けて

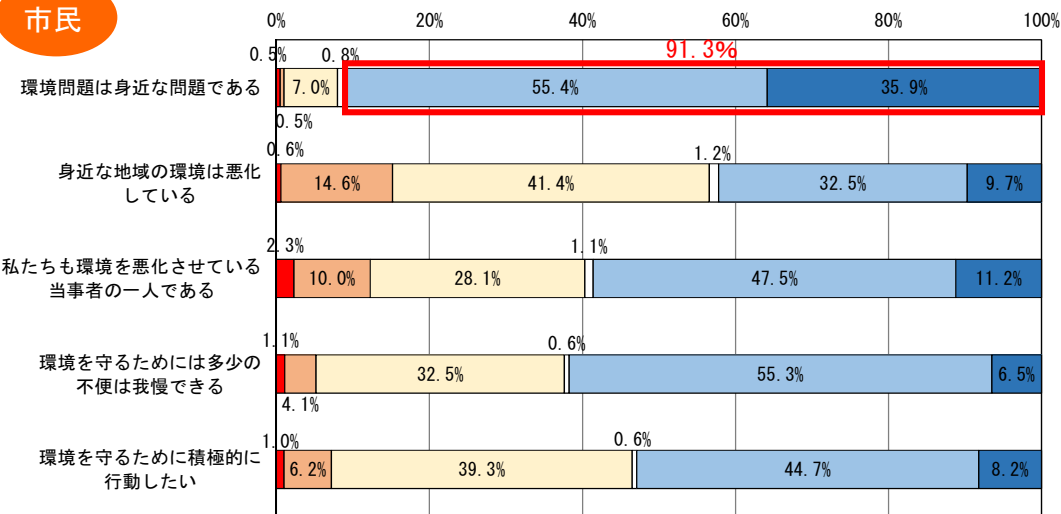
◆推進組織体制
◆計画の進行管理(マネジメントシステムの構築)
◆計画の見直し
など

市を取り巻く環境に関する、市民や事業者の意識や意向を把握するため、アンケート調査を以下のとおり実施しました。

内容	市民	事業者
対象者	16歳（高校生）以上の市民	市内で事業を営む事業所
配布数	2000人	200社
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出 ※年齢、地域のバランスを考慮	瀬戸市企業ガイドブック等から抽出
期間	令和2（2020）年1月27日～2月12日	
調査方法	郵送による配布・回収	
回収数（率）	834件（41.7%）	54件（27.0%）

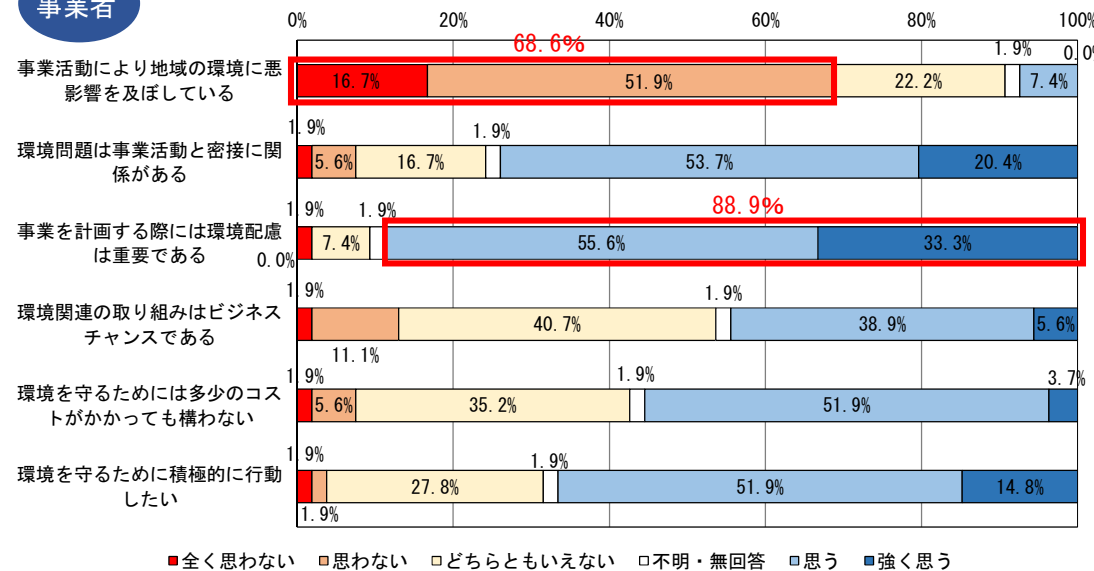
環境問題に関する考え方について

市民



特に「環境問題は身近な問題である」という問いに対し、「そう思う」という回答が全体の9割（91.3%）を占め、回答者の環境問題への意識が高いことがうかがえます。

事業者

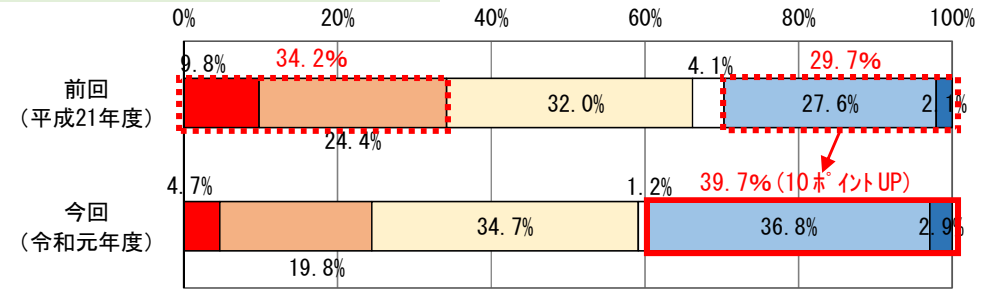


「事業活動により地域の環境に悪影響を及ぼしている」という問いに対しては、7割弱（68.6%）の事業者が「そう思わない」と回答しています。また、「事業活動を計画する際には環境配慮は重要である」に対しては、「そう思う」が全体の9割（88.9%）を占め、環境への意識を高く持つ事業者が多くなっています。

市民

お住まいの地域の環境について

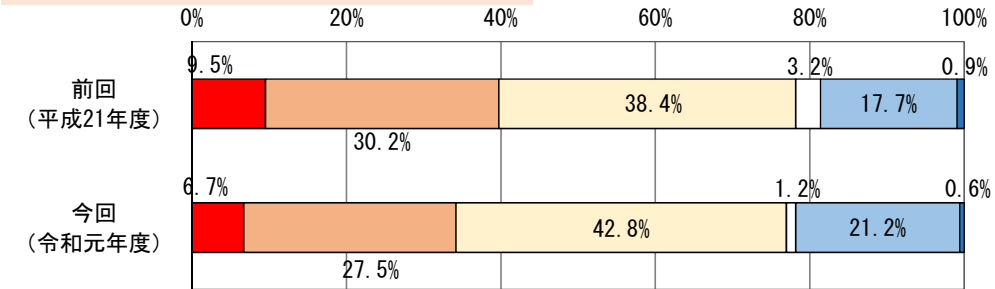
【地域の自然環境に対する満足度】



3項目ともに、前回調査（H21年度）と比べ、満足度が向上しています。

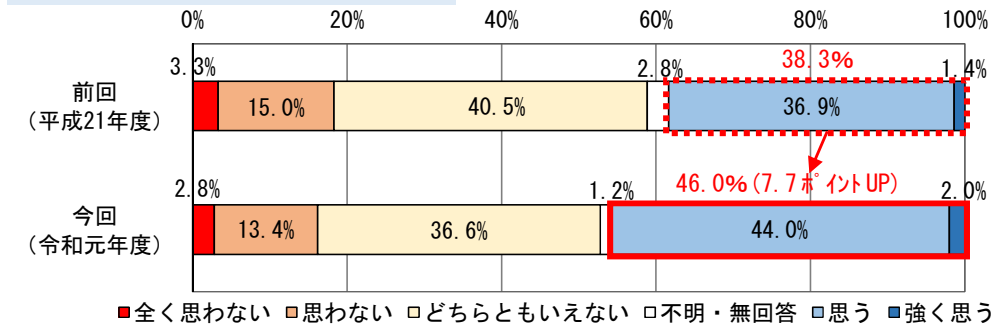
前回調査と比べた場合、前回調査では「満足している（29.7%）」と「満足していない（34.2%）」でほぼ拮抗していましたが、今回調査では「満足している」が大幅に上回っています。

【地域の都市・快適環境に対する満足度】



前回調査と比べた場合、「満足している」が3.2ポイント増加し、「満足していない」が5.5ポイント減少するなど、満足度が高まっています。

【地域の生活環境に対する満足度】

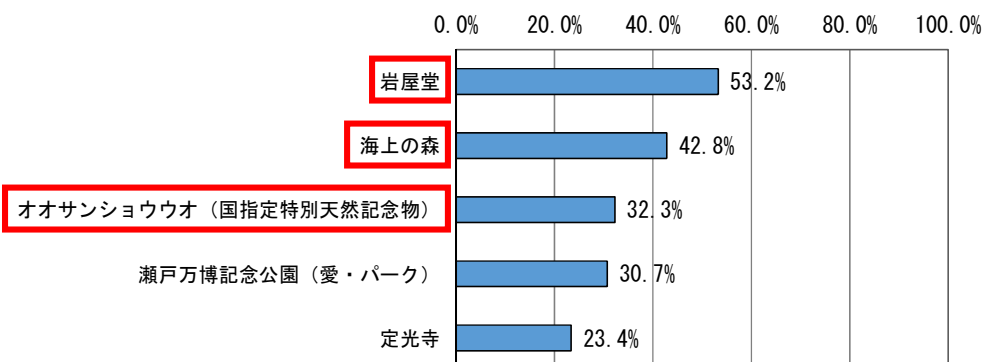


「満足している」が46.0%で、「満足していない」の16.2%に対し、29.8ポイントと大きく上回っています。前回調査と比べた場合でも、満足度が高まっています。

市民

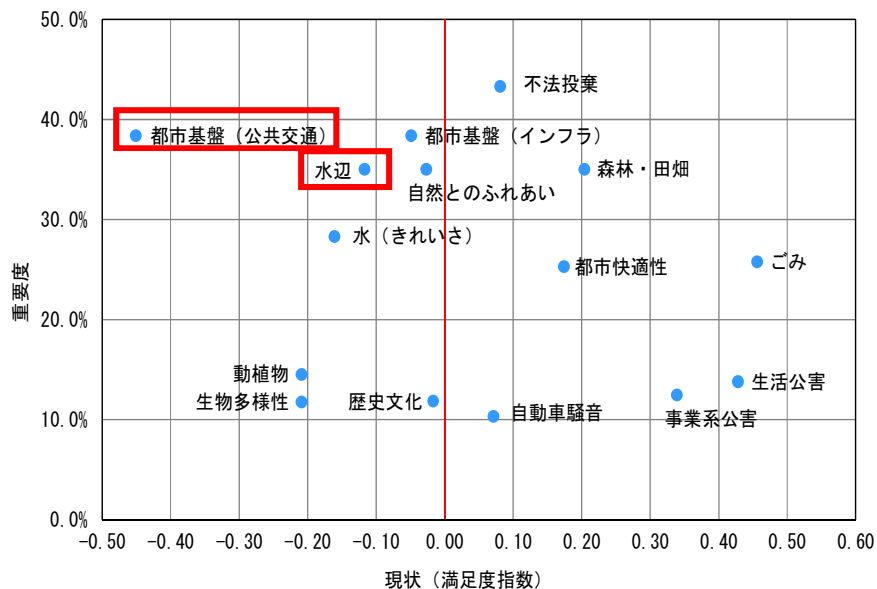
次世代に残したい環境シンボル

【次世代に残したい環境シンボル（BEST 5）】



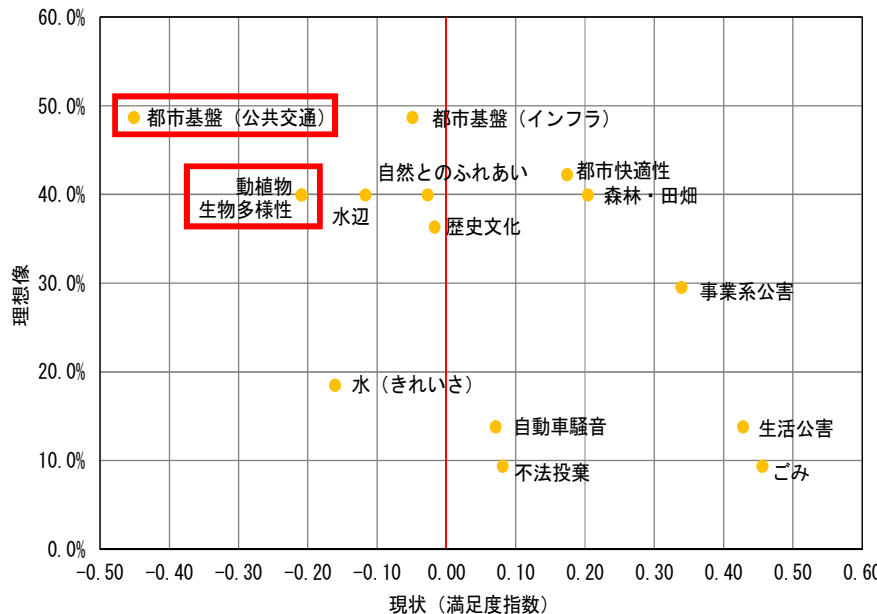
市民の認知度が高い「岩屋堂」とする回答が53.2%と最も割合が高く、次いで「海上の森」の42.8%となっています。また、「オオサンショウウオ」については、前回調査（H21年度）から引き続いて、瀬戸市の環境のイメージキャラクター的存在となっています。

【重要度と現状満足度の関係】



「瀬戸市にとって重要だと思う環境問題等について（重要度）」と、「お住まいの地域の環境（自然環境、都市・快適環境、生活環境）について」における満足度指数（現状満足度）についてクロス分析を行いました。
現状の満足度指数が低く、重要度の高いものとしては、「都市基盤（公共交通）」、「水辺」などとなっています。

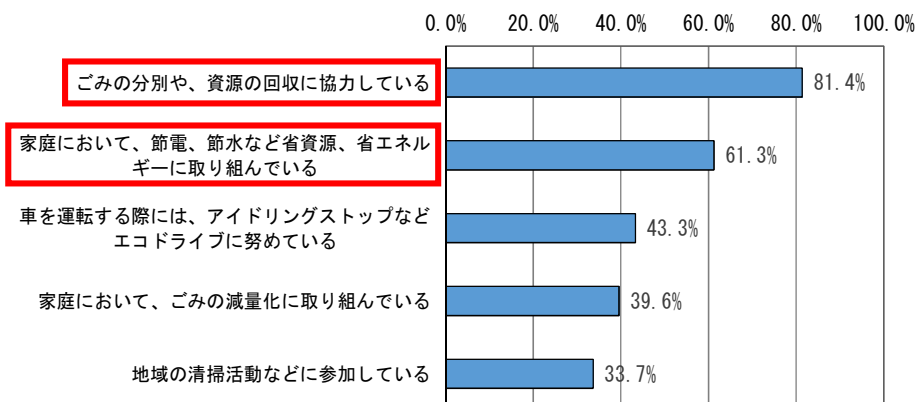
【現状満足度と将来像の関係】



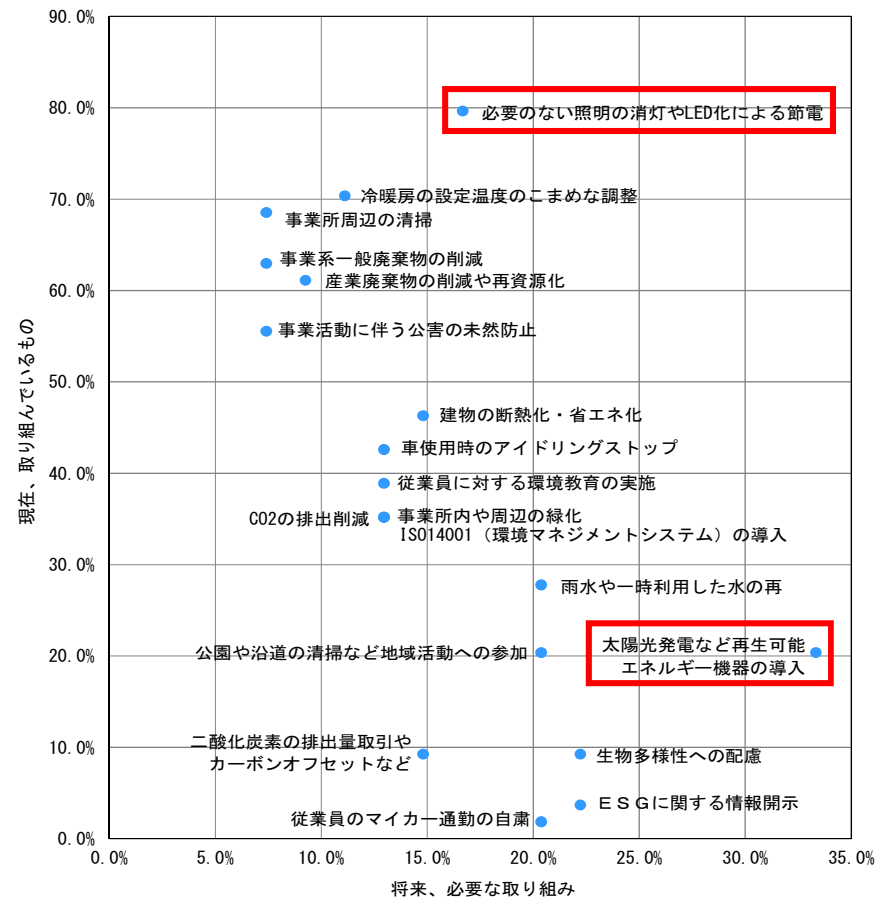
「お住まいの地域の環境（自然環境、都市・快適環境、生活環境）について」における満足度指数（現状満足度）と、「瀬戸市の環境面からみた理想像」についてクロス分析を行いました。
現状の満足度指数が低く、理想像として高いものは、「都市基盤（公共交通）」、「動植物」、「生物多様性」などとなっています。

市民 市民が実行している環境に対する取り組み

【市民が実行している取り組み（BEST 5）】



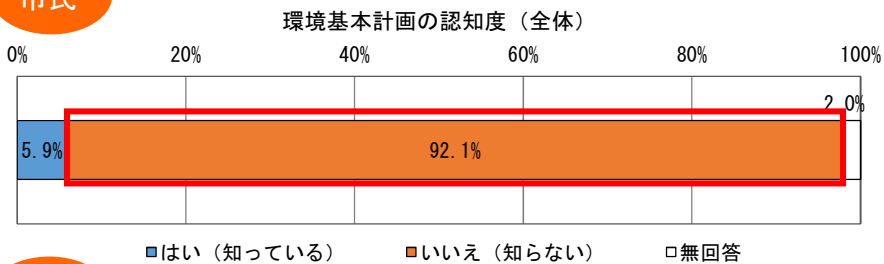
「ごみの分別や、資源の回収に協力している」とする回答が全体の81.4%と最も割合が高くなっています。
年代別に取り組みの多い順番をみると、全体の傾向とほぼ同様となっていますが、「10代～20代」において、上位5番目に「特に取り組んでいない」があげられているのが特徴的となっています。
一方で、今後、取り組みたい活動としては、自然観察会などへの参加意向が強くなっています。



現在行っている「環境保全のための取り組み」については、「必要のない照明の消灯やLED化による節電」が全体の約8割を占め、多くの事業者が取り組んでいます。
「将来、取り組みが必要なもの」については、「太陽光発電など再生可能エネルギー機器の導入」が全体の33.3%と最も割合が高くなっています。
取り組み項目について、現在行っているものと将来必要なもので分析すると、「生物多様性への配慮」や「ESGに関する情報開示」のように、概ね、現在取り組んでいない項目について、将来取り組んでいきたいという意向がうかがわれます。

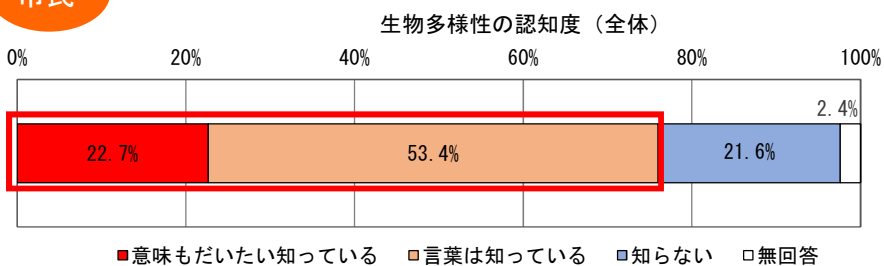
環境に関するトピックの認知度

市民



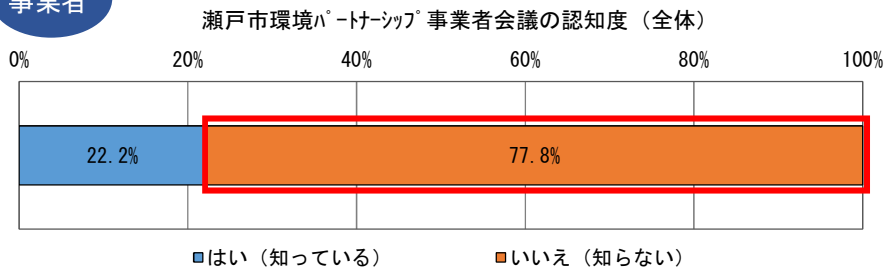
「知らない」とする回答が約9割を占めています。
10年前（H21年度：「知らない」88.8%）の前回調査と比較しても認知度は低下しています。

市民



「意味もだいたい知っている」、「言葉を知っている」を含めると、回答者の76.1%が「知っている」と回答しており、認知度は高くなっています。

事業者



「知らない」が77.8%で、「知っている」の22.2%を大きく上回っており、認知度は低い結果となっています。

— 目 次 —

第 3 次瀬戸市環境基本計画の策定概要	1
1. 計画の背景.....	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画理念	4
4. 計画の対象.....	6
5. 計画の視点.....	7
6. 計画の構成.....	11

第3次瀬戸市環境基本計画の策定概要

1. 計画の背景

私たちが暮らす瀬戸のまちは、「やきもののまち」として1000年余の歴史を持ち、豊かな自然の恩恵を受けて、文化・伝統を育んできました。

一方で、このやきもの産業の発展に伴い、工場からの大気汚染や水質汚濁が進み、「黒い煙と白い川のまち」とよばれるほど、環境が悪化した時代もありました。

時が経ち、市民の協力や事業者の努力により、まちを覆っていた産業公害が改善されつつあった頃、市民の日常生活や社会活動の変化により環境への負荷が増大し、自動車の排気ガスによる大気汚染や廃棄物の増加といった身近な環境問題から、地球温暖化の進行、生物多様性の損失といった地球規模の問題など、さまざまな環境問題が生まれました。

そのような中で、第1次計画となる「瀬戸市環境基本計画」が平成12（2000）年に策定され、市民・事業者・市の連携のもと、さまざまな環境施策が実施されました。次いで、平成23（2011）年に策定された第2次計画を経て、市民や事業者と市の連携も進み、環境に対する取り組みが一層加速されました。

しかし、その間に平成23（2011）年に発生した東日本大震災を契機としたエネルギー問題や、近年、増加している夏の猛暑や豪雨水害といった気候変動の影響など、新たな環境課題も発生し、解決しなくてはならない課題がまだまだ残された状況となっています。

世界的には、平成27（2015）年の気候変動枠組み条約第21回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」に基づくCO₂の削減目標に向けた取り組みや、平成22（2010）年の生物多様性条約第12回締約国会議（COP12）で設定された「愛知目標」による生物多様性を守るための取り組みなどが断続的に進められているほか、平成27（2015）年に国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」に基づき、持続可能な世界を実現するために、地球上の誰一人として取り残さぬよう、先進国のみならず発展途上国も合わせた国連に加盟する全ての国が取り組みを進めています。

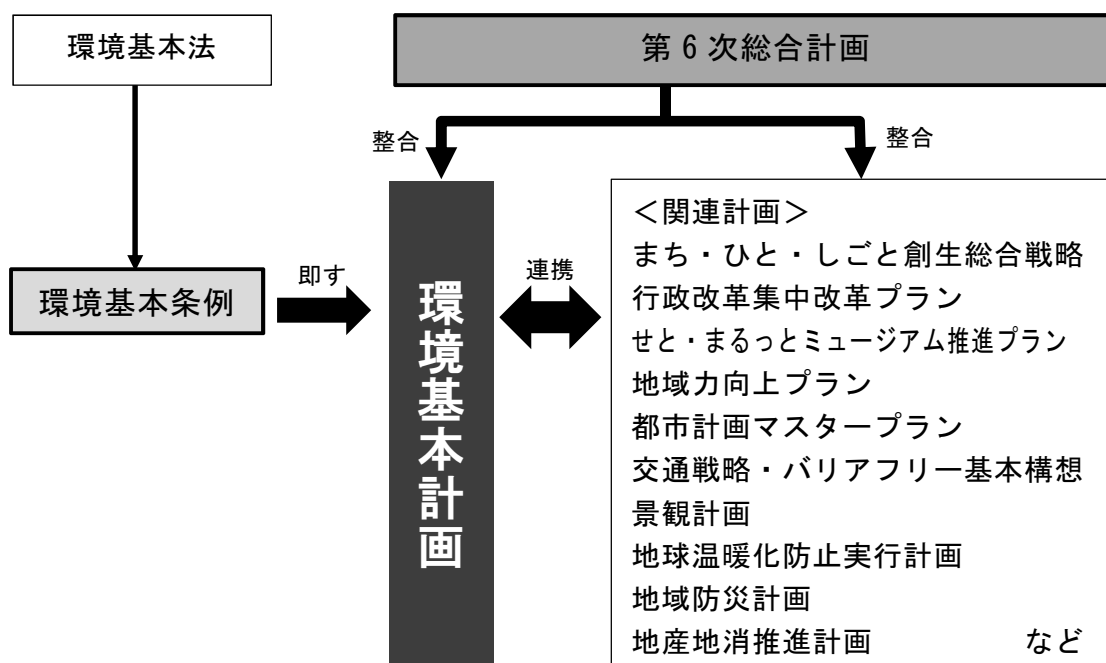
この中であって、第1次計画から一貫して「環境創造都市」を標榜する瀬戸市としては、第3次計画となる本計画を着実に推進していくことで、市民や事業者一人ひとりの身近な環境への取り組みが、ひいては地球環境の持続性にもつながっていくことを意識し、次世代に良好な瀬戸の環境をつないでいくことを目的として、この計画を策定しました。

2. 計画の位置づけ

(1) 計画の根拠と役割

本計画は、計画理念の実現を目指して、本市の施策を環境面から横断的に捉えた行政計画で、瀬戸市環境基本条例を根拠として、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

また、「第6次瀬戸市総合計画」をはじめとする他の行政計画を、環境の側面から効果的に推進する役割を果たすと同時に、市民・事業者・行政が環境の保全と創造に取り組むための目標や方針、連携・協働のあり方についての方向性を示しています。



(2) 前計画（第2次瀬戸市環境基本計画）

前計画である「第2次瀬戸市環境基本計画」は、平成12（2000）年に策定された第1次計画を引き継ぐ形で、平成23（2011）年3月に目標年次を令和2（2020）年とした10年計画として策定されました。第2次計画では、「自然を守る」「自然と親しむ」「安全・安心に暮らす」「心豊かに暮らす」「地球にやさしく暮らす・営む」「人と地域を育む」の6つの基本方針に基づき、様々な環境施策を進めてまいりました。

第3次計画となる本計画では、前計画での取り組みや現在の環境の状況などを踏まえながら、新たな課題にも対応していきます。

(3) 市民・事業者・市の役割

本計画の根拠となる「瀬戸市環境基本条例」では、市民・事業者・市が協力し合っ
て環境の保全と創造に取り組むことを定めています。本計画でも、それぞれの役割に
沿った施策や方針を掲げます。

■市民・事業者・市の主な役割

市民の役割	<ul style="list-style-type: none">◆日常生活における環境負荷を低減させます。◆環境保全に向けて積極的に行動します。◆市の環境施策へ積極的に参加・協力します。
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none">◆事業活動に伴う公害防止と自然環境の適正な保全をします。◆事業活動における環境負荷の低減とそのための情報提供をします。◆市の環境施策へ積極的に参加・協力します。
市の役割	<ul style="list-style-type: none">◆総合的かつ計画的な環境施策を実施します。◆率先した環境負荷低減へ取り組みます。◆市民と事業者の取り組みを支援します。◆市民と事業者と効果的に連携します。◆国や他の地方自治体との広域的な連携、国際協力に努めます。

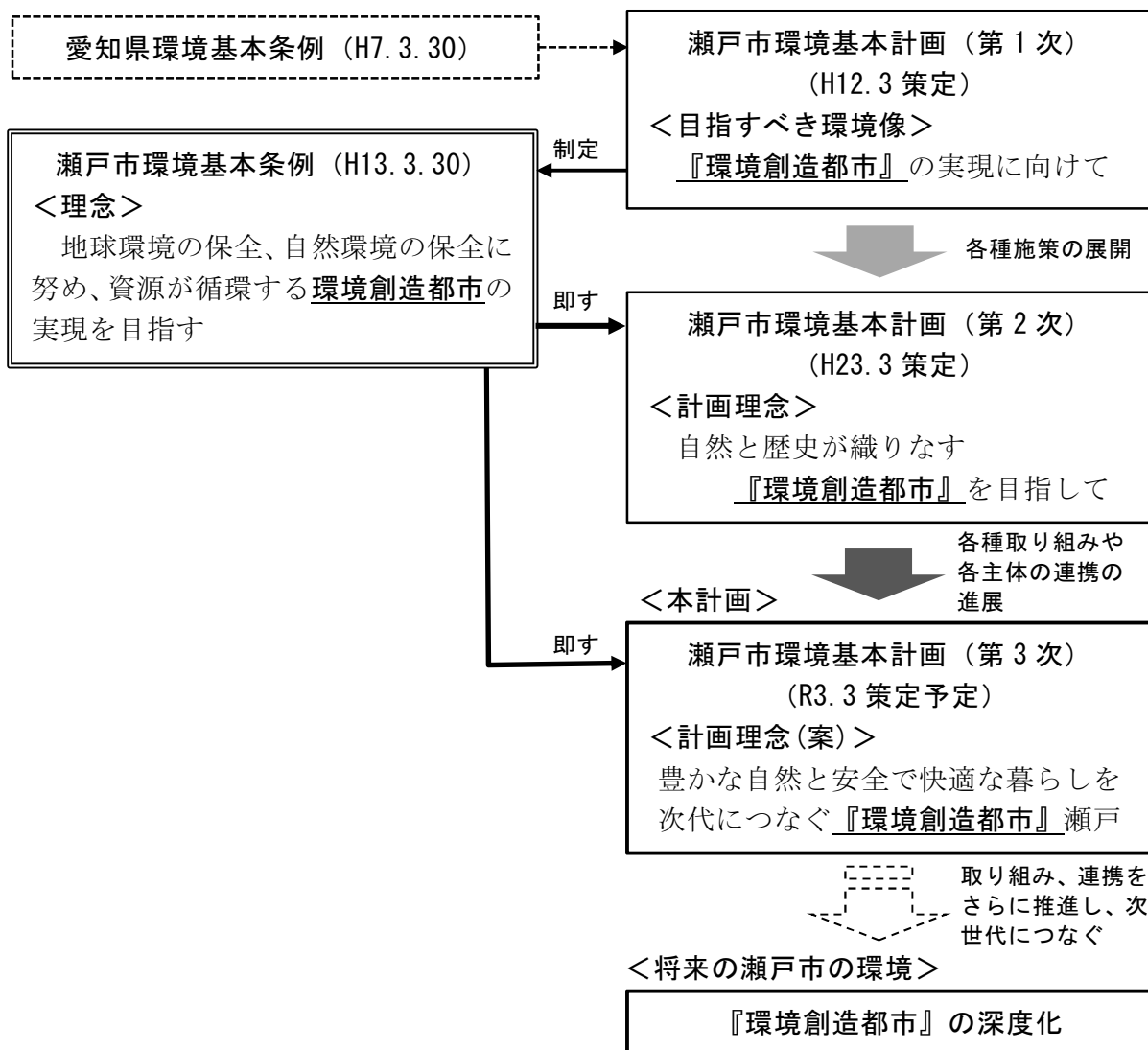
3. 計画理念

瀬戸市環境基本計画では、平成 12（2000）年に策定した第 1 次計画から、「瀬戸市環境基本条例」（平成 13 年 3 月 30 日・条例第 10 号）の理念に掲げられている『環境創造都市』の実現を目指して、各種取り組みを推進してきました。第 3 次計画となる本計画においても、この『環境創造都市』という瀬戸市が目指す環境像を実現し、さらなる深度化を目指して、計画理念（仮）を以下のとおり設定しました。

計画理念（仮）

**豊かな自然と安全で快適な暮らしを
次代につなぐ『環境創造都市』瀬戸**

<計画理念(案)設定の背景>



<計画理念(案)の別案>

瀬戸市では、平成12(2000)年に策定した第1次計画から第2次計画に至る20年の間、『環境創造都市』を将来の目指すべき環境像として、様々な施策や取り組みを進めてきました。

今回、第3次計画となる新しい環境基本計画では、近年の環境の状況や社会情勢の変化、世界的な環境動向などを鑑み、将来、瀬戸市が目指すべき新たな環境像を設定し、第3次計画における計画理念としました。

(計画理念への盛り込みが想定されるキーワード)

- | | | |
|----------|------------|-----------|
| ・SDGs | ・再生エネルギー | ・豊かな自然 |
| ・持続可能 | ・低炭素 | ・歴史 |
| ・サステイナブル | ・分散型 | ・協働、協力、連携 |
| ・地域循環共生圏 | ・地産地消 | ・安心安全 |
| ・循環、資源循環 | ・グリーン経済 | ・快適 |
| ・共生 | ・多様性、生物多様性 | ・育てる、育成 |
| ・適応、緩和 | ・保護、保全 | ・健康、健康都市 |
| ・暮らし、生活 | ・創造、創出 | など |

※上記のほか、これらのキーワードから連想される外来語や造語も考えられます

【計画理念(別案)】

「創造」から「持続」へ 『サステイナブルシティ・せと』を目指して

⇒環境を新たに創造するのではなく、今ある資源を活かして持続できるまちを目指す

自然・歴史・笑顔がつながる 『環境共生都市・せと』

⇒瀬戸の豊かな自然、長い歴史、市民の笑顔があふれる生活環境をつなげ、ともに共生する都市を目指す

豊かな自然と安全安心な暮らしが脈々と続く 『循環共生都市・瀬戸』

⇒資源循環が徹底され、自然や人々が共生し、豊かな自然が守られ、安全安心な暮らしが確保された環境を、次代にまで脈々とつないでいく都市を目指す

【留意点】

『環境創造都市』というキーワードは、「瀬戸市環境基本条例」の理念に掲げられている環境像であるため、新たな環境像を設定するためには、条例の改正も視野に入れた検討が必要となります。

4. 計画の対象

(1) 期 間

本計画の対象とする期間は、施策やプロジェクトの推進によって中長期的な目標が達成されるよう 10年間とし、目標年次を令和12年度（2030年度）とします。

また、環境の保全と創造に向けた持続的な取り組みが計画・実施されるよう、方針によっては長期のビジョンを掲げ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

(2) 地 域

本計画の対象とする地域は、市民・事業者の生活の場であると同時に、多種多様な動植物の生息・生育の場でもある、市全域とします。

また、方針や目標に応じて、市外の環境や、社会全体、地球全体の環境に対する配慮についても掲げることとします。

(3) 環境の範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、自然環境、生活環境、都市・快適環境、地球環境に加え、これらに関連して行われる環境保全活動や環境教育など市民・事業者の協働や参画に関するものとします。

■対象とする環境の範囲

自然環境	森林、河川、湖沼・ため池、湿地 生物多様性（動植物、生態系） 農地、里山、身近な自然環境 ふれあい・活動の場、自然景観
生活環境	公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下、土壌汚染） 廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）
都市・快適環境	都市基盤（上・下水道、道路、公共交通） 快適空間（景観、公園、緑地、公共空間） 歴史・文化（歴史文化財、天然記念物、地場産業、文化施設）
地球環境	地球温暖化（緩和策、適応策） 資源・エネルギー（鉱物資源、未利用資源、再生可能エネルギー）
協働・参画	市民参加、コミュニティ形成 環境教育 環境情報

5. 計画の視点

本計画は、次のことを基本的な視点として策定しています。

【計画の視点】

- ① 持続可能なまちの実現（SDGsへの対応）
- ② 生物多様性保全に向けたすそ野の拡大
- ③ 気候変動の影響への対応
- ④ 環境と経済の融合
- ⑤ 瀬戸らしさ（まち、活動）の広域発信
- ⑥ 市民・事業者への普及啓発の充実

① 持続可能なまちの実現（SDGsへの対応）

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで、地球上の誰一人として取り残さず、持続可能な世界を実現するための目標として、「SDGs（エスディーゼズ：持続可能な開発目標）」が採択されました。このSDGsは、平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際目標で、17 のゴール・169 のターゲットから構成されており、これからの環境問題、まちづくりを考えるうえでの世界の潮流となっています。

このように、瀬戸市の環境を考えるうえでも、この世界的な目標を念頭において、持続可能なまちの実現を目指していくことが必要となっています。

【SDGsにおける17の目標（ゴール）】

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



<本計画におけるSDGsへの対応>

瀬戸市におけるSDGsの推進については、経営戦略部政策推進課から先に策定された「第6次瀬戸市総合計画」の施策との関連付けが示されています。本計画では、この方針に基づき、総合計画において提示されている施策の中で、環境基本計画に関連のある施策については、政策推進課の方針に準じ、施策の方向レベルでの関連付けを行います。

【対応例】

(第6次総合計画)

都市像	③ 地域に住まう市民が自立し支え合い、笑顔あふれるまち
政策	4 地域の生活環境の向上と安全・安心な地域づくり
施策の展開（施策名称）	
温暖化防止・省エネ等への取り組み	3, 7, 8, 9, 11, 12, 13, 15
ごみの減量の促進・一般廃棄物の収集運搬	3, 7, 8, 9, 11, 12, 13



(環境基本計画：第2次計画)

基本方針	5 地球にやさしく暮らす
施策の基本的方向	
5-1 脱温暖化社会構築に向けた取り組み	3, 7, 8, 9, 11, 12, 13, 15
5-2 循環型社会構築に向けた取り組み	3, 7, 8, 9, 11, 12, 13

※個別の施策の方向や具体的な施策内容によっては、総合計画と完全一致しない場合もあります

【参考】

令和元年度に先行で環境基本計画を策定している他都市においても、概ね施策の方向性レベルでの関連付けがなされています。

各自治体の施策体系のうち、太字のところでSDGsと関連づけています。

>

(小牧市) 2020(R02).3 策定

環境像 ⇒ **基本目標** ⇒ **環境テーマ** ⇒ 施策

(豊川市) 2020(R02).3 策定

将来像 ⇒ 環境目標 ⇒ 取組方針 ⇒ **取組** ⇒ 施策

(浜松市) 2020(R02).3 策定

将来像 ⇒ 基本方針 ⇒ **施策の方向性** ⇒ 施策

② 生物多様性保全に向けたすそ野の拡大

開発や乱獲、地球温暖化の進行、人々の生活様式の変化、外来種問題等により、失われつつある生物多様性の保全に向け、平成 22（2010）年のCOP10（名古屋市で開催）で設定された「愛知目標」の目標年を令和 2（2020）年に迎えるにあたり、国内外で生物多様性を守るための取り組みが断続的に行われています。

本市においても、第 2 次環境基本計画のリーディングプロジェクトとして進めてきた特定地区（貴重な自然環境の保護・保全地区）が指定されるなど、生物多様性保全に向け、一定の成果をあげてきました。

今後は、これら貴重な動植物の生息環境を保護・保全していくための取り組みを進めていくとともに、地域の生物多様性をさらに豊かなものにしていくためには、保全のすそ野を広げる必要があり、市民の生活に密接した身近な自然にも目を向けた取り組みを進めていくことが必要となっています。

③ 気候変動の影響への対応

近年、夏の猛暑や多発する豪雨災害など、気候変動による影響が地球規模で深刻さを増しています。その中であって、この気候変動による影響に対応するために、平成 30（2018）年 11 月に「気候変動適応計画」が閣議決定され、従来の対処方法である温室効果ガスの排出削減等の「緩和策」に加え、気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応策」が示されました。

今後、瀬戸市においても、日常生活の中で市民や事業者自らが主体となって、気候変動に適応するための対策を図っていくことが必要となっています。

④ 環境と経済の融合

環境をよりよく保全・創出していくためには、経済との両輪で進めていくことの重要性が説かれています。平成 30（2018）年 4 月に閣議決定された国の「第五次環境基本計画」において、「地域循環共生圏」の考え方が示され、その中で各地域がその特性を生かした強みを発揮し、持続可能な生産と消費を実現する「グリーンな経済システム」の構築が求められています。

また、近年では、「ESG投資（従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）要素も考慮した投資）」といった新しい考え方も出てきており、今後、環境問題を考える上では、事業者の環境への取り組みを積極的に後押ししていくことが必要となっています。

⑤ 瀬戸らしさ（まち、活動）の広域発信

瀬戸市は市域面積の約 6 割を森林が占めており、大都市・名古屋の近郊にあって、豊かな自然環境を有しています。また、1000 年余の長い歴史を持つ「やきもののまち」として、独自の歴史・文化を形成しています。

今後もこのような独自の特性を活かしつつ、瀬戸らしさのある環境モデルを広く発信していくことが必要となっています。

⑥ 市民・事業者への普及啓発の充実

瀬戸市では、平成 12（2000）年策定の第 1 次環境基本計画から、環境に関する取り組みを進めるうえで、行政と市民・事業者の連携・協働を推進し、一定の成果をあげてきました。

しかし、一方で市民・事業者アンケートにおいて、本計画である「環境基本計画」や「瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議」の認知度が以前に比べ、若干低下していることが分かり、積極的に活動している市民・事業者との温度差が浮き彫りになりました。

同じアンケートの中で環境に対する考え方として、「環境問題は身近な問題である」とした人が 9 割に達するなど、環境問題に関する意識は高くなっているため、これら環境に対する意識を実際の行動に移してもらうためには、市の環境に対する取り組みなどの認知度を高める必要があり、市民・事業者へのさらなる普及啓発を充実することが必要となっています。

6. 計画の構成

本計画は、次の内容で構成しています。

第1章 計画の基本的な事項

計画策定の背景と計画理念によって、計画の基本的な考え方と方向性、位置づけ、対象などの基本的な事項を示しています。

第2章 瀬戸市の環境の現状と課題

本市の環境の現状や市民・事業者アンケート結果から、環境分野ごとの課題を示しています。

第3章 計画理念と基本方針

本市の課題を解決し、計画理念を実現するための基本方針を示しています。

第4章 施策の基本的方向

計画理念及び基本方針を踏まえた、施策の基本的方向と展開について示しています。

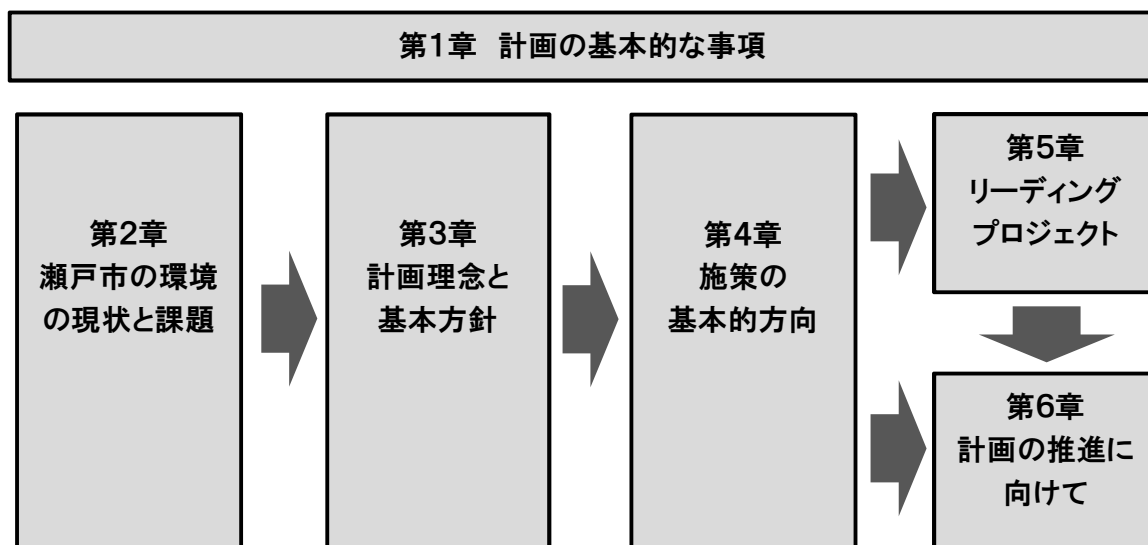
第5章 リーディングプロジェクト

基本方針に沿った施策を複合的に組み合わせ、市民・事業者・行政が連携・協働して取り組むことにより、計画全体の象徴や推進力となることが期待される取り組みについて示しています。

第6章 計画の推進に向けて

計画理念を実現するための進行管理のあり方と、市民・事業者の参画を含めた推進体制について示しています。

■本計画の構成



■第3次瀬戸市環境基本計画策定スケジュール(案)

資料3

		令和元年度									令和2年度										
		8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
令和元年度	市民・事業者アンケート	■																			
	調査票作成	■	■																		
	発送準備等			■																	
	配付・回収			■	■																
	集計・分析				■	■	■														
	現況整理				■																
	上位関連計画、環境情勢等の整理				■	■	■	■													
	市の現状整理(指標確認)					■	■	■	■												
	改定ポイントの作成																				■
令和2年度	計画策定										■										
	計画の基本的な事項									■											
	環境の現状と課題									■	■	■									
	基本方針と施策の展開												■	■							
	リーディングプロジェクト													■	■						
	計画の推進体制														■						
	計画書(案)の作成														■	■	■				
	パブリックコメント																		■		
	計画書・概要版の作成																			■	■
	印刷製本																				■
	環境審議会・事前協議														●		●		●		●